

八女市地域防災計画

震災対策編



平成 23 年 3 月

(平成 26 年 3 月一部改訂)

(平成 31 年 3 月一部改訂)

(令和 3 年 3 月一部改訂)

(令和 4 年 3 月一部改訂)

八女市防災会議

目 次

第 1 編 総則	1
第 1 章 地震防災面からみた八女市の特性	1
第 1 節 自然的条件.....	1
第 2 節 社会的条件.....	3
第 3 節 地震災害の特色.....	5
第 2 章 災害の想定	6
第 1 節 想定地震.....	6
第 2 節 想定地震による市域近傍の被害等の概要.....	7
第 3 章 重点的に取り組むべき対策	8
第 2 編 災害予防計画	10
第 1 章 防災基盤の強化	10
第 1 節 都市構造の防災化.....	10
第 2 節 建築物等の安全化.....	14
第 2 章 市民等の防災力の向上	22
第 1 節 市民が行う防災対策.....	22
第 2 節 自主防災体制の整備計画.....	24
第 3 節 事業所等防災対策の促進計画.....	27
第 4 節 防災知識普及啓発.....	27
第 5 節 防災訓練計画.....	27
第 3 章 効果的な応急活動のための事前対策	28
第 1 節 広域応援・受援体制等整備計画.....	28
第 2 節 防災施設・資機材等整備計画.....	28
第 3 節 救助法等運用体制整備計画.....	28
第 4 節 情報通信施設等整備計画.....	29
第 5 節 広報・広聴整備計画.....	32
第 6 節 二次災害の防止体制整備計画.....	33
第 7 節 救出救助体制の整備.....	36
第 8 節 避難体制等整備計画.....	37
第 9 節 交通・輸送体制整備計画.....	42
第 10 節 医療救護体制整備計画.....	42
第 11 節 要配慮者安全確保体制整備計画.....	42
第 12 節 災害ボランティアの活動環境等整備計画.....	42

第13節	災害備蓄物資等整備・供給計画	42
第14節	住宅の確保体制整備計画	42
第15節	保健衛生・防疫体制整備計画	42
第16節	災害廃棄物処理体制整備計画	42
第17節	帰宅困難者支援体制整備計画	43
第18節	放射性物質災害予防計画	44
第19節	液状化災害予防計画	45
第3編	災害応急対策計画	46
第1章	活動体制の確立	46
第1節	組織動員計画	46
第2節	自衛隊災害派遣要請計画	57
第3節	応援要請計画	57
第4節	救助法適用計画	57
第5節	要員確保計画	57
第6節	災害ボランティアの受入・支援計画	57
第2章	災害応急対策活動	58
第1節	地震情報等の伝達と対処	58
第2節	被害情報等収集伝達計画	60
第3節	広報・広聴計画	65
第4節	地震水防対策の実施	68
第5節	二次災害の防止	69
第6節	救出計画	71
第7節	避難計画	71
第8節	交通対策計画	71
第9節	緊急輸送計画	71
第10節	医療救護計画	71
第11節	要配慮者応急対策計画	71
第12節	防疫対策計画	71
第13節	保健計画	71
第14節	遺体捜索及び収容火葬計画	71
第15節	給水計画	72
第16節	食料供給計画	72
第17節	生活必需品供給計画	72
第18節	応急仮設住宅建設等計画	72
第19節	災害廃棄物処理計画	72
第20節	文教対策計画	72
第21節	ライフライン応急対策計画	72
第22節	放射性物質災害応急対策計画	72

第4編 災害復旧・復興計画	73
第1章 復旧・復興の基本方針	73
第1節 基本方針.....	73
第2節 災害復旧・復興計画の構成.....	73
第2章 災害復旧事業の推進	74
第1節 復旧事業計画.....	74
第2節 激甚災害の指定.....	74
第3章 被災者等の生活再建等の支援	74
第1節 罹災証明書の発行.....	74
第2節 被災者台帳の整備.....	74
第3節 生活相談.....	74
第4節 女性のための相談.....	74
第5節 雇用機会の確保.....	74
第6節 義援金品の受付及び配分等.....	74
第7節 生活資金の確保.....	75
第8節 郵便事業の特例措置.....	75
第9節 租税の徴収猶予、減免等.....	75
第10節 災害弔慰金等の支給等.....	75
第11節 災害時の風評による人権侵害等を防止するための啓発.....	75
第4章 経済復興の支援	75
第1節 金融措置.....	75
第5章 復興計画	76
第1節 復興計画作成の体制づくり.....	76
第2節 復興に対する合意形成.....	76
第3節 復興計画の推進.....	76

第1編 総則

第1章 地震防災面からみた八女市の特性

第1節 自然的条件

1 地形条件

本市は、福岡県の南部に位置し、北部は広川町、耳納山地を隔てて久留米市、うきは市と、西部は筑後市、みやま市、南部は熊本県山鹿市、和水町と、東部は大分県日田市と接している。

北部の耳納山地に源を発する星野川と、大分県境の釈迦岳に源を発する矢部川が、八女市街地東部で合流し、扇状地を形成している。

2 地質条件

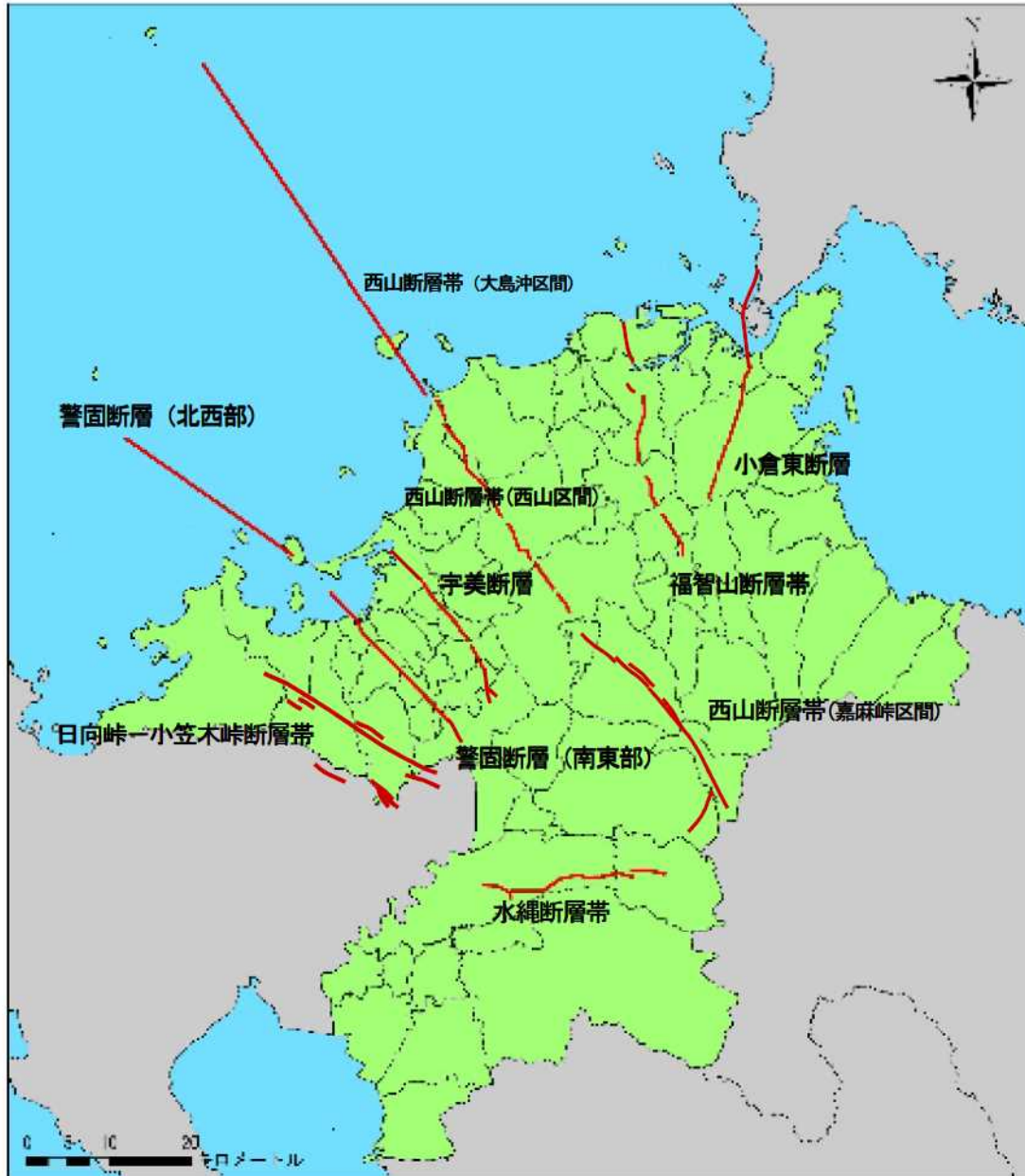
本市西部の地質は、矢部川の扇状地を中心に沖積層で形成され、市東部の地質は、主として雲母片岩を母岩とする秩父古生層並びに凝灰質角礫岩、輝石安山岩を母岩とする第三紀熔岩で形成されている。

山間部は、全体的に急斜面の上、脆弱であり、地すべり危険箇所が多く点在している。

3 活断層

本市に最も近い断層は、水縄断層である。

■ 想定地震の震源断層位置



(福岡県地域防災計画 (地震・津波対策編) (平成30年度修正) より)

第2節 社会的条件

1 人口

本市における人口は、令和2年3月末で、62,379人であり、減少傾向にある。

■ 人口の推移

認定年月	世帯数	総人口	男	女
平成18年3月末	22,967	74,110	34,970	39,140
平成19年3月末	23,342	73,316	34,604	38,712
平成20年3月末	23,457	72,405	34,103	38,302
平成21年3月末	23,573	71,518	33,688	37,840
平成22年3月末	23,798	70,671	33,256	37,415
平成23年3月末	23,885	69,907	32,940	36,907
平成24年3月末	23,967	69,023	32,543	36,480
平成25年3月末	24,143	68,457	32,231	36,226
平成26年3月末	24,213	67,528	31,769	35,759
平成27年3月末	24,374	66,773	31,426	35,347
平成28年3月末	24,497	65,885	30,996	34,889
平成29年3月末	24,610	65,027	30,629	34,398
平成30年3月末	24,754	64,322	30,358	33,964
令和元年3月末	24,867	63,371	29,923	33,448
令和2年3月末	24,988	62,379	29,473	32,906

(各年住民基本台帳調べ)

65歳以上の高齢化の割合は、平成7年に20%を超え、平成27年には30%を超えており、高齢化の進展は著しい。

また、高齢者世帯は、全世帯の約60%となっており、一人住まいの高齢者や高齢夫婦のみの世帯も増加傾向にある。

2 産業

本市では、第1次産業である農業は、八女茶や電照菊など高収益型農業の展開及び地域特産物・農産加工品の振興を図り、林業は、林道・作業道の開設など生産基盤の整備に取り組んでいるが、生産労働人口は年々減少傾向にある。

第2次産業である工業は、本市の交通の利便性や地理的条件を活かしながら、積極的に事業所誘致を進めるとともに、既存事業所への育成・支援を図っているが、生産労働人口は減少傾向にある。

第3次産業の商業は、中心市街地において、街に賑わいを取り戻すため都市基盤の整備を推進す

るとともに、商業を活性化するため歴史ある街づくりを推進している。また、観光は、恵まれた自然や歴史を活かしたルート化を図り、各種祭りやイベントと合わせ、観光資源や観光施設を活かす等広域的な観光情報の発信に努めている。

第1次産業・第2次産業が、不況の影響により長期的に低迷する中で、生産労働人口は第3次産業にシフトしているが、平成27年には、平成22年に比べ、対象者は587人減少している。

3 交通

本市の西部を国道3号が南北に、国道442号が東西に通じ、西端には、九州自動車道が通じ、八女インターチェンジがある。

県道は、国道442号を起点として他市町と連絡し、市民の生活に重要な役割を果たしているが、改良を要する路線が多く、整備が必要である。

市道は、国県道を起点として集落間を相互に連絡し、生活道路としての役割を果たしている。しかし、広範な市域の中に集落が点在しているため路線数が多く、住民のニーズにすべて対応しきれていないのが現状である。

公共交通機関としては、JR九州の羽犬塚駅が隣接する筑後市にあり、バスは堀川バス及び西鉄バスが運行している。また、八女市独自の交通システムとして、八女市予約型乗合タクシーを運行している。

第3節 地震災害の特色

阪神・淡路大震災では老朽建物等の大量倒壊、同時多発火災による市街地の焼失、30万人を超える避難者の発生など、防災関係者の予想を超える様々な被害が発生した。

さらに、平成23年3月11日に発生した東日本大震災（東北地方太平洋沖地震：海溝型地震、マグニチュード9.0）では、1都7県が災害救助法の適用を受ける広域かつ甚大な被害をもたらした。特に、岩手、宮城、福島の本州3県を中心に、被災地全体では、死者（行方不明者を含む。）は2万人を超え、避難所生活者は46万人にのぼる未曾有の津波被害をもたらした。

1904年に近代的地震観測が開始されて以降2005年までの間、福岡管区気象台での有感地震記録によると震度5以上を観測したことは一度もなく、福岡県では、他の地域と比べると地震によって被害を受けた経験が少ないと言われてきたが、2005年3月に福岡県西方沖（福岡市の北西約30km）を震源とする最大震度6弱の地震（深さ9km、マグニチュード7.0）が発生した。

また、「平成28年（2016年）熊本地震」（以下「熊本地震」という。）の一連の活動の中で、平成30年4月16日1時25分に熊本県熊本地方で発生した地震（深さ12km、マグニチュード7.3）により最大震度5強を観測した。

こうした事態に有効に対処するためには、事前に被害を予測し、それに備えた対応を検討しておくことが重要である。

このため、県が実施した「地震に関する防災アセスメント調査報告書（平成24年3月）」を基に、震源や震度、地震被害等を想定する。

福岡県内の7本の活断層のうち、本市近傍には水縄断層があり、これらが活動した場合、中山間地の集落が多く点在する市域内では、土砂災害を中心とした大きな被害が懸念される。

第2章 災害の想定

第1節 想定地震

地震災害に関しては、福岡県の実施した「地震に関する防災アセスメント調査報告書（平成24年3月）」を基本として、震源や震度、地震被害等を想定する。

想定地震については、県内に存在する6つの活断層及び既往の地震に着目して設定され、被害の算出については、人口が集中している県内4地域の主要都市（福岡市、北九州市、飯塚市、久留米市）を中心とする地域の被害を算出している。

想定断層モデルは、以下に示すとおりであり、本市に最も近い断層モデルは、水縄断層である。

■ 想定地震の震源断層パラメーター一覧

震源断層 パラメーター	小倉東断層	福智山断層	西山断層	西山断層 海上部への 延長	警固断層 北西部	警固断層 南東部	水縄断層	宇美断層	糸島半島の地震
震源断層の長さ L (km)	6) 17	6) 20	9) 31	8) 80	9) 25	9) 27	9) 26	8) 18	1) 5
震源断層の幅 W (km)	2) 8.5	2) 10	9) 15	8) 15	9) 15	9) 15	9) 15	2) 9	2) 2.5
マグニチュード M	1) 6.9	1) 7.0	9) 7.3	1) 8.0	9) 7.0	9) 7.2	9) 7.2	8) 6.9	3) 6
震源断層 の深さ d (km)	上端 2	8) 2	8) 2	8) 2	8) 2	8) 2	8) 2	8) 2	5) 3
	下端 10.5	8) 12	7) 17	8) 17	8) 17	8) 17	8) 17	4) 11	8) 5.5
備考	<p>●警固断層（北西部）については、2005年の福岡県西方沖地震を引き起こした断層である。</p> <p>●警固断層（南東部）については、福岡市の中心部を通過している断層であり、一度活動すれば多大な被害の発生が予想される。</p> <p>●基盤地震動一定（未知の活断層） 地表に活断層が現れていない地域においても、地中に未知の活断層が存在している可能性は否定できず、県内のあらゆる地域において地震が発生する可能性は存在する。 このため、地表に活断層の存在が確認されていない地域においても、市町村ごとの被害を算出した。 (地表に活断層の現れていない地域) ・各市町村の直下10キロ ・想定マグニチュード6.9</p>								
<p>1) 松田 (1975) ; $\log L = 0.6M - 2.9$</p> <p>2) $W = L / 2$</p> <p>3) 新編日本被害地震総覧 (1987) より</p> <p>4) 断層下端は震源断層の幅 (W) をプラスしたもの</p> <p>5) 糸島地震 (1898) の際に地表に断層が現れなかったため基盤深さ + 2 km と仮定</p> <p>6) 新編日本の活断層 (1991) より、一連とみなせる断層群を直線で近似した長さ</p> <p>7) 九州大学理学研究院附属地震火山観測研究センター観測資料より</p> <p>8) 福岡県による評価</p> <p>9) 国 (地震調査研究推進本部) による長期評価</p>									

(福岡県地域防災計画 (地震・津波対策編) (平成30年度修正) より)

また、地表に活断層が現れていない地域においても、地中に未知の活断層が存在している可能性は否定できず、県内のあらゆる地域において地震が発生する可能性は存在する。このため、各市町村の直下10kmにおいて、マグニチュード6.9の地震が発生したと想定し、各市町村の

被害を算出した。当該被害については、「地震に関する防災アセスメント調査報告書」（平成24年3月 福岡県）に掲載をしている。

第2節 想定地震による市域近傍の被害等の概要

被害については、「福岡県地震に関する防災アセスメント調査報告書」を基に掲載している。

1 地震動

水縄断層の想定では、久留米市、朝倉市、筑前町の一部で震度7を超える地域が予測されるほか、周辺の小郡市、筑前町から八女市にかけての各市町などで震度5弱以上が予測される。

2 液状化

水縄断層の想定では、液状化危険度が極めて高いと予測される地域は、久留米市、筑後市、小郡市、朝倉市、みやま市、筑前町、大刀洗町などの一部で予測されているが、本市では、河川周辺や地形改変地等において液状化が懸念される。

3 斜面崩壊危険度

水縄断層の想定では、本市での被害棟数が最も多く、23棟の被害が予測されている。

4 建物被害

水縄断層の想定では、朝倉市やうきは市などを中心に木造建物の全壊・大破、半壊・中破が予測されている。本市においても木造家屋を中心に、約2,670棟の全壊・大破、約1,120棟の半壊・中破が予想されている。

5 地震火災被害

本市の地震火災発生は、数箇所の住宅密集地区で予想されるが、想定される炎上出火件数は数件であり、いずれも消防力の運用によって消火されると予測される。

6 ライフライン施設被害

ライフラインについては、市民生活に重大な影響が及ぶ水道管の破損、電柱倒壊等の発生が予測される。水縄断層の想定では、上水道被害について、久留米市を中心に大きな被害が予測されている。

7 交通施設被害

高速道路の被害は、水縄断層の想定で、九州自動車道と大分自動車道で被害が予測されている。国道道の被害については、水縄断層の想定で151箇所の被害が予測されている。

8 人的被害

本市では、死者161人、負傷者2,279人、要救出現場1,070箇所、要救出者549人、要後方医療搬送者228人、避難者3,198人と予測されている。

第3章 重点的に取り組むべき対策

災害に強い市を目指し、本編第2章「災害の想定」で示したような人命損失危険に対する防災対策や、防災拠点となる施設の耐震化を推進し、大規模な災害にも対応できる都市基盤を整備する。ただし、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、様々な対策を組み合わせることによって、例えば被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるような観点から災害に備える、「減災」の考え方を防災の基本方針とする。

また、市民との迅速な防災情報の共有化や住民運動の展開を促進するとともに、効果的な応急対策を打つための事前対策の推進等、ソフト・ハード両面の対策等を組み合わせ、災害の未然防止と被害最小化に向けた総合的な防災対策の充実を図る。さらに、本市の特性を考慮し、より実践的な防災対策を行うため、重点的な課題に取り組み、安全安心に暮らせる防災力の高い地域づくりを目指す。

1 地域の防災力を向上させるための市民運動の展開

地域の防災力を向上させるため、市民・自主防災組織・地域コミュニティ・企業等が防災意識を持ち、災害に対する「備え」を実践する必要がある。

- (1) 市民の防災意識の高揚・地震防災上の必要な教育及び広報の推進
- (2) 地域・企業の防災力の向上

2 地域特性を考慮した防災対策の確立

本市は、西部の平坦地を除き、そのほとんどが中山間地であり、全体的に急傾斜の上、脆弱であることから、地すべり等の危険箇所が多く点在している。地震によって土砂災害が発生すれば、国道や市道・集落への被害が予想されるだけでなく、経済活動への影響も懸念され、人的被害も予想されるため、生活機能を麻痺させないための対策に取り組む必要がある。

- (1) 経済機能維持のための対策の推進
- (2) 土砂災害及び浸水対策の推進

3 人的・物的資源の効率的な活用による防災対策の推進

地震発生時においては、災害時優先電話の途絶なども考えられる。適切な負傷者搬送のための救急隊と医療機関との通信や、市による被害状況の把握及び関係機関への伝達などに支障が生じないよう、多様な通信手段を確保し、情報の収集・伝達体制の充実強化を図る必要がある。

また、災害に関する各種調査研究を実施している大学や学会などには、災害対策上の多くの知見の蓄積がある。これらの知見について、防災対策に有効活用されるよう、大学や学会等と行政との連携体制を構築する必要がある。

- (1) 適切な医療供給体制の構築
- (2) 地域の災害情報の把握・伝達体制の充実強化
- (3) 大学・学会・防災研究機関等と行政の連携の強化

4 建築物等の耐震化の推進

地震発生時に死傷者が発生する主な要因は、住宅の倒壊に伴うものが圧倒的に多いため、住宅の耐震化に取り組む必要がある。また、公共施設が被災しては、災害対応に支障をきたすことになるため、公共施設の耐震化に取り組むことも必要である。

さらに、電気・水道・ガスなどのライフラインの被災により、市民の日常生活や企業の産業活動に深刻な影響が及ぶことも予想されるため、ライフライン施設について耐震化に取り組む必要がある。

- (1) 住宅、公共施設等の耐震化の推進
- (2) ライフライン施設の耐震化の推進

5 高齢化社会などに対応した防災体制の確立

地震発生時には高齢者などの要配慮者が犠牲となるケースが多いため、要配慮者に配慮した防災知識の普及や災害時の情報提供、避難誘導體制の強化など、防災体制を確立させる必要がある。

- (1) 高齢者などの要配慮者対策の充実

6 学校における防災教育推進

災害は突然に、しかも想定外のことが起こる可能性があるという認識のもと、強い危機感を持ち、自らの判断で行動できる児童・生徒等の育成に努める必要がある。

- (1) 防災に関する知識の習得
- (2) 周囲の状況に応じ、安全に行動する態度や能力の育成
- (3) 防災管理・組織活動の充実・徹底

第2編 災害予防計画

第1章 防災基盤の強化

第1節 都市構造の防災化

所管部署：建設課、上下水道局、定住対策課

市及び県は、建築物の耐震・不燃化、都市空間の確保と整備、過密化した都市環境の整備、防災対策の改善を図る。また、その中から取り組むべき事業の緊急性等を勘案し、避難地、避難路等の整備を促進し、都市の防災化対策を推進する。

第1 方針

市及び県は、避難路・避難地・延焼遮断帯・防災活動拠点ともなる幹線道路・公園・河川など、骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備に努める。また、老朽木造住宅密集市街地の解消に取り組み、建築物や公共施設の耐震・不燃化を促進し、防災に配慮した土地利用への誘導等により、地震に強い都市構造の形成を図る。

市、県及び施設管理者は、商業施設等不特定多数の者が利用する施設等の地震発生時における安全性の確保の重要性にかんがみ、これらの施設における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備を強化する。

第2 建築物不燃化の推進

1 計画方針

都市計画法により準防火地域を設定するとともに、建築基準法第22条に基づき屋根の不燃化及び外壁の延焼防止対策等を行う地域の指定を行い、都市の防災対策を推進する。

2 対策

(1) 準防火地域の指定

商業地域及び近隣商業地域等については、原則として準防火地域を定めるものとする。また、文化財保護法に基づく伝統的建造物群保存地区の防火対策は、国及び県と協議を行い慎重に進める。なお、八女福島及び黒木の町並み保存地区については、独自の防火計画を策定し、計画的に防災事業を進める。

(2) 建築基準法第22条に基づく指定区域の設定

用途地域のうち、防火地域及び準防火地域に定められた地域以外の区域を、建築基準法第22条に基づき屋根の不燃化等を行う区域として指定する。

(3) 公営住宅の不燃化推進

既存の木造及び簡易耐火構造の住宅については、地域性や老朽度等を考慮し、市営住宅については、整備計画等との整合性を図りつつ、不燃化や延焼防止対策を推進する。

また、2方向避難の困難な既設住宅については、防災改修等の改善を進めるとともに、新築住宅についても、不燃建築物とオープンスペースの一体的整備により防災空間の創出に努める。

第3 防災空間の確保、整備、拡大

1 計画方針

都市公園等の適切な維持管理に努め、避難地の確保・火災の延焼防止・救護活動の円滑な実施を図る。

2 対策 — 都市公園の整備

災害時における避難地あるいは防火帯、応援隊集結地・野営地、ごみ・災害廃棄物の仮置場、ヘリコプター臨時発着場、応急仮設住宅建設地、災害用仮設トイレ設置場所等としての機能を有する都市公園等の適切な維持管理に努める。

第4 造成地の災害予防対策

1 計画方針

造成地で発生する災害の防止を図るため、都市計画法に規定されている開発許可の審査及び当該工事の施工において、指導・監督を行う。

2 造成地における開発許可基準

開発区域の地盤が軟弱である場合、がけが発生する場合、切土・盛土を行う場合は、各々、地盤沈下・がけ崩れ等が発生しないよう、土の置き換え・水抜き・擁壁の設置及びその他の措置等について指導する。

第5 避難地等の整備

市は、震災時に住民を安全に避難させるため、広域避難地及び避難路の整備に努めるとともに、住民に周知する。

1 広域避難地等の選定

市が広域避難地を整備する際は、県防災計画との整合性を図る観点から、以下のとおりとする。

市街地を要避難地域及び非焼失地域に区分し、広域避難地は非焼失地域内で選定する。要避難地域・非焼失地域・広域避難地及び火災に対する避難圏域の選定基準は、次のとおりとする。

(1) 要避難地域

ア 木造建物の建ぺい率がおおむね10%を超える街区が連続した市街地で、その面積が広域に、及び火災時に、住民が組織的・計画的に避難する必要がある地域

イ 浸水・山崩れ及び地すべり等の被害が生ずるおそれのある地域

(2) 非焼失地域

要避難地域以外の地域

(3) 広域避難地

ア 火災の延焼によって生じる輻射熱、熱気流等に対し、避難者の安全を確保できること。特に周辺市街地の火災による輻射熱を考慮して算出した安全面積が、おおむね10ha以上であること。ただし、10ha未満のものであっても、周辺地域に耐火構造物が存在し、火災に対し、有効な遮蔽ができる場合は、選定することができる。

イ 危険物、大量可燃物等の災害の発生要因及び拡大要因となるものが存在しないこと。

ウ 浸水等の危険のないこと。

- エ 避難者が安全に到達できる避難路と連絡されていること。
- オ 一定期間、避難者の応急救護活動が実施できること。
- (4) 火災に対する避難圏域（広域避難地等に避難する住民の居住地域の範囲）
 - ア 広域避難地等収容可能人口は、避難者1人当たりの必要面積をおおむね1㎡以上として算定すること。
 - イ 火災に対する避難圏域の境界は、原則として町丁単位とするが、町丁区画が細分化されていないような場合は、道路、河川、鉄道等を境界とすること。
 - ウ 広域避難地等収容可能人口が不足するため、住民等が最短距離にある広域避難地等に避難することができない場合は、歩行距離の増分が極端に増加しないよう留意するものとし、各町丁から広域避難地等までの歩行負担がなるべく均等になるようにすること。
 - エ 火災に対する避難圏域は、夜間人口により定めるが、昼間人口が増加する地域では避難地等収容可能人口に余裕を持たせるものとする。

2 避難路の選定

市が、広域避難地等へ避難するための避難路を選定する際は、次の基準による。

- (1) 沿道に耐火建築物が多いこと。
- (2) 落下物・倒壊物等による危険又は避難障害のおそれが少ないこと。
- (3) 広域避難地等の周辺では、できるだけ進入避難路を多く取ること。
- (4) 自動車の交通量が比較的少ないこと。
- (5) 危険物施設等に係る火災・爆発等の危険性が少ないこと。
- (6) 耐震性貯水槽等の防火水槽及び自然水利の確保が比較的容易であること。
- (7) 浸水により通行不能になるおそれがないこと。
- (8) 通行障害発生時の代替道路のことも考慮すること。

3 広域避難地等の整備基準

(1) 避難地標識等

避難誘導を円滑に行うため、避難地周辺に避難地標識を設置するとともに、避難地を遠方から確認できるよう、市街地の状況に応じ、必要な広域避難地についてランド・マークを設置する。

(2) 給水施設

広域避難地における給水活動を円滑に行うため、次の措置を講ずる。

- ア 広域避難地内又は周辺の浄水場・配水場の貯留水を利用するために必要な機材（ポンプ等）を整備する。
- イ 広域避難地内又は周辺の公共施設・ビルの受水槽の活用について、管理者等と協議する。
- ウ 必要に応じ、大型耐震性貯水槽を設置する。

(3) 応急救護所等

広域避難地における災害応急対策活動が円滑に実施できるよう、広域避難地内部の整地、公用用地としての取得に努めるとともに、医療救護・給水・給食・情報連絡等の拠点となる施設及び放送施設を整備する。

(4) 進入口

進入口が不足しているため、避難群集が滞留するおそれのある広域避難地について、進入口の拡幅、増設を行う。

4 避難路の安全確保

市及び関係機関は、広域避難地等への安全確保を図るため、次の点に留意する。

(1) 火災に対する安全性の強化

- ア 避難路の沿道は、避難者を市街地大火から守るために、有効な耐火建築物の整備を促進する。
- イ 必要な箇所に貯水槽等の消防水利施設その他避難者の安全のために必要な施設を配備する。

(2) 主要道路における施設等の整備

主要道路については、地震発生後、一般車両の通行を禁止する措置を取る場合に必要な施設等を整備する。

(3) 危険物施設等に係る防災措置

ア 危険物施設等

避難路沿いの危険物施設、高圧ガス施設等の安全促進の指導を強化する。

イ 上水道施設

避難路に埋設されている配水施設等の事故未然防止のため、主要道路の巡回点検を強化するとともに、必要な配水本管等の取替え及び防護を実施する。

ウ 電力施設

避難路の安全を確保するため、次の措置を講ずる。

(ア) 設備強化

- a 避難路に設置する支持物には、コンクリート柱を使用する。
- b 電線の混触による短絡断線防止策として、絶縁電線を使用する。
- c 柱上変圧器の落下防止策として、強度向上を図った工法を採用するとともに、開閉器については、高信頼度の真空中開閉器を使用する。

(イ) 設備管理

避難路の設備の維持管理強化を図るため、配電設備を中心とした関連設備の巡回点検を強化する。

(4) ガス施設

避難路に埋設されているガス施設による災害を未然に防止するため、主要路線の巡回点検を強化するとともに、必要な本管の取替え及び防護を実施する。

(5) その他の占用物件

避難路に係るその他の占用物件については、巡回点検を強化するとともに、震災時における危険性、当該物件の公共性を勘案し、必要に応じて、除去等の措置を講ずる。

第2節 建築物等の安全化

所管部署：建設課、上下水道局、農業振興課、学校教育課、文化振興課、消防本部

建築物等の安全化を推進することにより、防災基盤の強化を図る。

第1 建築物等の耐震性確保についての基本的な考え方

地震に強いまちづくりを行うに当たっては、建築物・土木工作物・通信施設・ライフライン施設・防災関連施設などの諸施設の耐震性を確保する必要がある。その場合の要求性能は、それらの種類・目的等により異なるが、基本的な考え方は、以下による。

- 1 諸施設に要求される耐震性能は、一般的な地震動及び直下型地震又は海溝型巨大地震に起因する更に高レベルの地震動についてもできる限り考慮の対象とする。
- 2 諸施設は、一般的な地震動に際しては機能に重大な支障が生じず、かつ、高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標として設計する。
- 3 諸施設のうち、一旦被災した場合に生じる機能支障が、災害応急対策活動にとって著しい妨げとなるおそれがあるものや、広域における経済活動等に対し著しい影響を及ぼすおそれがあるもの、また、要配慮者の安全確保に必要な建築物等については、需要度を考慮し、高レベルの地震動に際しても他の諸施設に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とする。
- 4 耐震性の確保には、上述の個々の諸施設の耐震設計のほか、代替性の確保、多重化等により、総合的にシステムの機能を確保することによる方策も含まれる。

なお、特に旧基準で建築された既存建築物等の耐震性の向上を図るため、市は、県の計画を基に耐震改修促進計画の策定に努める。

第2 建築物等の耐震性の確保

1 公共建築物の耐震性の確保

(1) 市有施設の耐震性確保に関する方針

ア 新築建築物

新たに建設される市有施設については、地震動時及び地震動後に施設に必要とされる機能や用途の重要性に応じた耐震安全性の確保を図る。

イ 新耐震基準以前に建築された建築物

以下の施設について、計画的かつ重点的に、耐震診断・改修を推進するものとする。特に(ア)、(イ)及び(ウ)の施設については、非構造部材を含む耐震対策等により、地震動時及び地震動後に、施設に必要とされる機能や用途の重要性に応じた耐震安全性の向上に努める。老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

- (ア) 災害応急対策活動に必要な施設
- (イ) 避難所として位置付けられた施設
- (ウ) 多数の市民が利用する施設
- (エ) その他

ウ 新耐震基準以降に建築された既存建築物

以下の施設について、非構造部材を含む耐震対策等により、地震動時及び地震動後に施設に必要とされる機能や用途の重要性に応じた耐震安全性の向上に努める。老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

- (ア) 災害応急対策活動に必要な施設
- (イ) 避難所として位置付けられた施設
- (ウ) 多数の市民が利用する施設

(2) 既存市有施設等の耐震性確保に関する取り組み

ア 市有施設

- (ア) 市有建築物耐震対策計画（整備目標、整備プログラム等）の策定
- (イ) 同計画に基づく耐震診断・耐震改修の実施

イ 教育施設等

- (ア) 学校建築については、仮設等の付属施設を除き、原則として耐震耐火構造とする。
- (イ) 老朽施設については、更新、補強を図る。
- (ウ) 社会教育施設、社会体育施設及び文化施設については、地震防災上必要な補強を図る。

ウ 公営住宅

市営住宅については、建て替えを行う際、防災面の向上、土地の高度利用及び生活環境の改善等について考慮する。

また、新耐震基準制定以前に建設された建物については、順次耐震診断を行い、必要に応じて改修に努める。

エ 社会福祉施設

社会福祉施設については、地震防災上必要な改築又は補強を図る。

2 一般建築物の耐震性の確保

(1) 方針

民間建築物の耐震化は、原則所有者又は使用者の責務として行うものとし、市及び県は、そのための助言・指導のほか、必要に応じて支援を行う。

また、保安上危険である、又は衛生上有害であると認められる場合には、県に補修等必要な措置の指導を要請する。

(2) 新築建築物の耐震化対策

建築物全般（建築設備を含む。）及び特定の工作物（一定高さ以上の擁壁、広告塔及び遊戯施設）の安全性の確保については、県は、建築基準法に基づく建築確認申請の審査等を通じ指導を行い、市は、県と協力し、その実効を図る。

(3) 既存建築物の耐震化対策

市及び県は、民間建築物の耐震性の向上を図るため、広報の充実や耐震改修促進体制の整備等を図る。

ア 耐震化の必要性、耐震工法や補強方法等の技術知識等をパンフレット等により、広く市民に普及・啓発する。

イ 耐震改修相談窓口の開設

ウ 昭和56年以降に建築された木造建築物に対して、耐震診断アドバイザーを派遣し、現地調査を実施する。

エ 建築士団体等との連携により、民間建築物の耐震性確保を図る。

3 その他の安全対策

(1) エレベーター閉じこめ防止対策

市及び県は、既設エレベーターの安全性を建築所有者等に周知し、「P波感知型地震時管制運転装置」の設置等を推進する。

また、保守会社は、閉じ込め等からの早期救出・運転休止からの早期復旧のため、人員の確保・通信の多様化・迅速な移動手段の確保・復旧優先順位の検討等の体制整備を図る。

(2) 窓ガラス等の落下防止対策

市及び県は、地震時に建築物の窓ガラスや外壁タイル及び看板等の落下による危険防止のため、建築物の所有者や管理者に対し、落下防止対策の重要性についての啓発や指導等を行う。特に、建築物の窓ガラスの耐震設計については、国の告示（建設省告示第1622号）以前に建てられた建築物の調査を行い、所有者に、必要な改善指導等を行う。

(3) ブロック塀等の倒壊防止対策

市及び県は、ブロック塀等の倒壊防止のため、業界団体等の連携によるブロック塀等安全対策推進協議会と連携し、ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保の必要性について広く啓発を図る。また、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等の普及啓発やブロック塀等の巡回指導等を行う。

(4) 工事中の建築物に対する指導

落下物防止対策工事や土留め工事・建方工事等の崩壊防止を目的とした工事現場の危険防止について、関係機関より指導する。

(5) 建物内の安全対策

ア 学校校舎

校長は、コンピューターをはじめ、ロッカー・書棚・下駄箱・薬品棚・実験実習機器等の転倒落下等の防止を行い、その安全性を強化するとともに、児童・生徒等・教職員の安全と避難通路が確保できるように、十分配慮する。

イ 社会福祉施設・病院・保育所等

施設管理者は、備品等の転倒落下等の防止を行い、安全性を強化するとともに、入所者・職員等の安全と避難通路が確保できるように、十分配慮する。

ウ 庁舎

施設管理者等は、備品等の転倒落下等の防止を行い、職員等の安全と避難通路確保のための安全性を強化するとともに、コンピューター等に蓄積されているデータの損傷の防止等を図る。

エ 民間建築物

建物内のタンス・食器棚・本棚・冷蔵庫等の転倒防止や棚上の物の落下の防止・ガラスの飛散防止等を行う。特に、高層建築物については、ゆっくりと大きく揺れる振動の場合、上階ほど揺れが強くなり、大きな被害が出る可能性があることに留意する。

(6) 公共施設及び危険物施設の点検整備等

市、県及び施設管理者は、道路・河川・ため池・治山施設・砂防設備・地すべり防止施設・急傾斜地崩壊防止施設等、公共施設の機能及び周囲の状況に応じて耐震性等の点検整備を行う。また、石油類・高圧ガス・毒物劇物及び火薬類等の危険物施設の耐震性の確保、緩衝地帯の整備等を促進する。

(7) その他の対策

自動販売機の転倒・煙突の折損等の防止について、所有者や管理者を指導し、安全確保を図る。

第3 土砂災害防止施設等の整備

地震に伴って発生する土砂災害を予防するため、土砂災害防止施設等を整備する。

1 方針

1968年十勝沖地震、1974年伊豆半島沖地震、1978年伊豆大島近海地震、1978年宮城県沖地震、1984年長野県西部地震、1995年阪神・淡路大震災、2004年新潟県中越地震、2005年福岡県西方沖地震、2011年東日本大震災等の地震では、地震に伴う山崩れ、がけ崩れ、宅地造成地の崩壊などの土砂災害により、大きな人的・物的被害を出している。

そのため、市、県及び関係機関は、地震による土砂災害を未然に防止するため、危険箇所の実態を調査し、危険な箇所における災害防止策をハード・ソフト両面から実施するとともに、必要な指定等を行う。

特にソフト面では、市は、県が指定する土砂災害警戒区域等に基づき、警戒避難体制の整備やハザードマップの作成を行うなど、土砂災害の防止に努める。

2 急傾斜地崩壊対策

市防災計画（風水害対策編）第2編「災害予防計画」第1章「防災基盤の強化」第2節「土砂災害防止計画」第3「急傾斜地崩壊予防対策」に準ずる。

3 地すべり対策

市防災計画（風水害対策編）第2編「災害予防計画」第1章「防災基盤の強化」第2節「土砂災害防止計画」第2「地すべり予防対策」に準ずる。

また、市は、県から土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報の提供を受け、適切に住民の避難情報等発令の判断を行えるようにしておく。

4 土石流対策

市防災計画（風水害対策編）第2編「災害予防計画」第1章「防災基盤の強化」第2節「土砂災害防止計画」第1「土石流予防対策」に準ずる。

5 山地災害対策

市防災計画（風水害対策編）第2編「災害予防計画」第1章「防災基盤の強化」第2節「土砂災害防止計画」第5「山地災害予防対策」に準ずる。

第4 河川施設等の安全対策

地震の発生による河川施設等の被害を想定し、堤防・ダム・水門等の河川関連施設について、必要なものにおいては、重要度・緊急度の高いものから耐震化に努める。

第5 交通施設の安全対策

道路管理者は、災害を防止するため所管する施設等の実態を把握し、災害時においても常に健全な状態が維持できるよう諸施設の整備等を行う。

1 道路施設

(1) 緊急交通路、緊急輸送道路ネットワーク

ア 緊急交通路

あらかじめ震災等大規模災害発生時における緊急通行車両の通行を確保すべき道路（以下「緊急交通路」という。）を選定し、選定緊急交通路を重点に道路及び施設等の耐震性、安全性を強化し、

大規模災害の防止及び軽減並びに災害発生時における迅速・的確な災害応急対策に資する。

イ 緊急輸送道路ネットワーク

緊急交通路等を十分踏まえ、幹線的な道路並びにこれらの道路と防災拠点とを連絡する道路、又は防災拠点を相互に連絡する道路を選定し、その耐震性、安全性の強化に努める。

大規模災害発生後の道路ネットワークを確保するため、緊急輸送道路などの基幹的道路ネットワークの整備を推進、代替機能を確保する。

ウ 啓開道路

緊急交通路に加え、大規模災害発生時の速やかな救援・救護活動や人員・物資輸送及び道路の啓開作業に必要な災害対応拠点をつなぐための、最優先で啓開すべき必要最低限度の緊急輸送道路であり、これを県内各道路管理者が共有することにより効率的な啓開作業を行う。

(2) 市・警察

ア 道路の整備

震災時における道路機能の確保のため、所管道路について、法面等危険箇所調査を実施し、補修等対策工事の必要箇所を指定して、道路の整備を推進する。

(ア) 道路法面、盛土欠落危険地調査

道路隣接法面の路面への崩落が予想される箇所及び路体崩壊が予想される箇所等を把握するため、「道路法面、盛土欠落危険地調査」を実施する。

(イ) 道路の防災補修工事

(ア)の調査に基づき、道路の防災補修工事が必要な箇所について、その対策工事を実施する。特に、緊急輸送道路の法面未対策箇所の整備について、計画的に推進する。

イ 橋梁の整備

震災時における橋梁機能の確保のため、所管橋梁について、耐震点検調査を実施し、橋梁の耐震対策を行う。

また、緊急輸送道路ネットワーク上の橋梁については、地震時の被害を限定的な損傷に留めるための耐震対策を実施する。それ以外の橋梁についても順次耐震対策を実施する。

ウ 道路啓開用資機材の整備

事故車両・倒壊物・落下物等を排除して、震災時の緊急輸送路としての機能を確保できるよう、あらかじめ建設業者・団体との間で協定等を締結し、道路啓開に必要な方策を整備しておく。

エ 交通安全施設の防災機能強化

緊急交通路として確保すべき道路を重点に交通信号機、交通管制システム等の交通安全施設について防災機能の強化を図る。

第6 ライフライン施設の安全対策

電気・ガス・水道等は、日常生活及び産業活動上欠くことのできないものであり、万一、災害によりこれらの施設設備が被害を受けた場合、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与え、避難生活環境の悪化等をもたらすなど、大きな影響が生じることとなる。したがって、復旧は緊急性を要することとなるため、電気・ガス事業者等はこれらの供給を円滑に実施するための措置を講ずる。

1 電力施設の安全対策（九州電力株式会社八女配電事業所）

突発性地震等の非常災害時の電力施設の災害を防止し、また、発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と耐災環境の整備に常に努力を傾注する。

2 ガス施設の安全対策（プロパンガス事業者）

地震によるガス施設の被害及び二次災害の発生を防止し、また、発生した被害を早期に復旧するため、ガスの製造・供給にかかる設備、体制及び運用について、総合的な災害防止対策を推進する。

3 国内通信施設の安全対策（西日本電信電話株式会社）

西日本電信電話株式会社福岡支店は、防災業務計画及び災害等対策規定に基づき具体的な措置を定めて、災害等異常時の電気通信サービスの確保を図るため、電気通信設備について予防措置を講じ、万全を期するものとする。

4 放送施設の安全対策（日本放送協会）

日本放送協会福岡放送局は、非常災害が発生し、又は発生するおそれのある場合における放送電波の確保を図るため、日本放送協会災害対策規程（同災害対策実施細目）を定め、放送設備・局舎設備等について各種予防措置を講じ、災害報道の確保に万全を期する。

5 上水道施設の安全対策

(1) 計画方針

水道事業者は、災害による水道の被害を最小限にとどめ、速やかに水の供給を確保するため、給水体制の整備並びに施設の整備増強を推進する。

(2) 現況

水道の運営管理は、既存の配水管その他水道施設等には相当の年数を経過しているものがあり、災害予防の観点からも計画的な布設替えを推進していく必要がある。

(3) 対策

各水道事業者における水道施設の整備については、「水道施設の技術的基準を定める省令」に沿って、「水道施設設計指針」、「水道施設耐震工法指針」（日本水道協会刊）等により、施設の耐震化を推進する。

また、水道ごとに、施設の耐震性及び供給体制などについて、施設等の総合的な点検検討を行い、その結果に基づいて、近隣水道事業者との緊急時用連絡管や給水用資機材の確保などを含め、必要な施設の整備増強を図る。

6 下水道施設の安全対策

(1) 計画方針

浸水被害等の被害を防止するため、雨水対策としては、河川や農業用水路・道路側溝の整備を推

進する。汚水については、迅速な排除が維持できるよう努めるとともに、市街地の環境整備及び公共用水域の水質汚濁防止を促進する。このため、下水道管理者は、下水道施設の設計及び施工に当たっては、耐震対策を講じ、施設の整備増強を図る。

(2) 対策

ア 耐震性の強化

既設の下水道施設については、耐震性能調査を行い、老朽管等については、必要に応じて補強、布設替、改築工事を推進する。また、新設の下水道施設については、日本下水道協会が制定した「下水道施設の耐震対策指針と解説」に基づき、耐震性の強化を図る。

イ 情報交換の迅速化

各下水処理場においては、集中監視システムを導入し、ポンプ場の流入量、流出量、水質等や水防情報を随時把握するとともに、河川管理者との情報交換を行う。

ウ 動力源の確保

地震時においては、停電等による二次的災害を考慮して、自家発電設備をはじめとした動力源が必要であることから、電源の二重化、自動化設備のバックアップなどの対策を検討する。

エ 施設機能の維持

下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努める。

オ 機動性のある支援・受援体制の確立

平常時から、下水道関係の経験を有する技術者や支援に必要な資機材を把握するとともに、下水道の専門的技術を有する団体と協定を結ぶなど、機動性のある支援、受援体制の充実を図る。

7 ため池施設の安全対策

(1) 計画方針

ため池等の管理者は、災害を防止するため所管する施設等の実態を把握し、災害時においても常に健全な状態が維持できるよう諸施設の整備等を行う。

(2) 対策

ア 施設整備の推進

ため池の決壊等による災害を未然に防止するため、堤、余水吐、樋管等の整備を必要とするため池について、市は、県営ため池等整備事業等を活用し、ため池施設の整備を推進する。

イ 安全対策の指導及び防災情報連絡体制の整備

市は、県との連携により、ため池を調査し、安全対策の指導及び防災情報連絡体制の確立を図る。さらに、防災重点ため池について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図るものとする。

第7 文化財災害予防対策

市は県と協力して、文化財を災害から保護するため、防災意識の高揚、防災施設の整備を図る。

1 文化財に対する市民の防災意識の高揚と愛護精神の普及徹底を図るため、「文化財防火デー」等を活用した広報活動を行う。

2 所有者等を対象とした文化財の防災に関する講習会等を実施する。

- 3 火災予防体制の確立等、次の事項に係る管理のあり方についての指導を行う。
 - (1) 防火管理体制の整備
 - (2) 環境の整備
 - (3) 火気の使用制限
 - (4) 火災危険箇所の早期発見と改善及び火災警戒の実施
 - (5) 自主防災組織の確立とその訓練
 - (6) 火災発生時に取りべき初期消火等の訓練の実施

- 4 防火施設等、次の事項の整備の推進とそれに対する助成措置を行う。
 - (1) 消火施設
 - (2) 警報設備
 - (3) その他の設備

- 5 倒壊等の防止対策及び落下物等による破損防止対策により、文化財の破損防止を図る。

- 6 各種文化財の点検整備を行い、必要な防災対策の実施に努める。

第2章 市民等の防災力の向上

第1節 市民が行う防災対策

所管部署：防災安全課

市民は、一人ひとりが「自らの身の安全は自ら守る」という防災の基本に基づき、自ら各種の手段を講ずるとともに、地域の防災活動に参加する等平常時から災害に対する備えを進める。

市及び県は、市民に対する防災意識の高揚を図る。

第1 市民が行う主な防災対策

1 防災に関する知識の習得

- (1) 緊急地震速報、地震情報の理解や震度、マグニチュード等の地震に関する基礎知識
- (2) 過去に発生した地震の被害状況
- (3) 近隣の災害危険箇所の把握
- (4) 災害時に取るべき行動（初期消火、避難情報発令時の行動、避難方法、指定避難所での行動、的確な情報収集等）

2 防災に関する家族会議の開催

- (1) 指定緊急避難場所・経路の事前確認
- (2) 非常持出・備蓄品の選定
- (3) 家族の安否確認・連絡方法（福岡県災害情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」、NTTの災害用伝言ダイヤル「171」や携帯電話の災害用伝言板の活用等）
- (4) 災害時の役割分担（非常持出品の搬出、幼児や高齢者に対する責任等）等

3 非常用品等の準備、点検

- (1) 食料、飲料水、衣料品・医薬品・携帯ラジオ・懐中電灯等の非常持出品
- (2) 3日分相当の食料、飲料水・生活必需品、毛布等の非常備蓄品
- (3) 消火用具・スコップ・大工道具等資機材の整備

4 住宅等の安全点検、補強の実施

- (1) 家屋の耐震化
- (2) 家具転倒防止
- (3) 棚上の物の落下防止
- (4) ガラス飛散防止等

5 応急手当方法の習得

6 市、県又は地域（行政区、自主防災組織等）で行う、防災訓練・防災講習会等への積極的参加

7 地域（行政区、自主防災組織等）が行う、地域の相互協力体制の構築への協力等

8 地区防災計画策定に関する提案手続等の周知

市は、住民に対し、市の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下「地区居住者等」という。）からの提案により、市防災計画に地区居住者等が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画（地区防災計画）を定めることができることについて周知を図る。

住民への周知は、次の方法により行う。

- (1) ホームページによる情報提供
- (2) 「広報やめ」や「消防やめ」による情報提供
- (3) FM八女による放送
- (4) 住民説明会 等

第2 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とし、政府が再保険を引き受ける保険制度である。

火災保険では、地震等による被害は補償されないことから、地震保険は、被災者の住宅再建にとって有効な手段の1つであるため、市民は地震保険の活用を検討する。

市、県等は、その制度の普及促進に努める。

第2節 自主防災体制の整備計画

所管部署：防災安全課

災害時においては、地域住民、事業所等の自主的な初期防災活動が災害の拡大を防止するため、極めて重要である。市及び県は、地域住民、事業所等が迅速かつ的確な行動が取れるよう、地域住民による自主防災体制の育成・指導を行い、協力体制の確立に努める。

第1 自主防災体制の整備方針

- 1 住民等は、大規模災害時に防災行政機関の活動が遅滞するような事態に対し、被害の防止・軽減を図るため、「自分の命は自分で守る」、「自分たちの地域は自分たちで守る」ことが重要となる。このような状況を想定し、個人・家庭、地域や自主防災組織が平常時及び災害発生時のそれぞれの役割を自覚し、備えを図る。
- 2 市、県は、住民等の自主防災意識の向上と自主防災体制の整備の促進に努める。

第2 自主防災体制の整備

1 組織

自主防災に係る主な組織は、次のとおりである。

(1) 自主防災組織

行政区等で地域住民が自主的に組織し、設置する。

(2) 施設、事業所等の防災組織

多数の人が利用する施設及び危険物等を取扱う事業所においては、管理者が自主的に組織し、設置する。

(3) 公共的団体等の防災組織

婦人会、アマチュア無線協会等の公共的団体等が自主的に組織し、設置する。

2 活動内容

自主防災組織による災害時の活動内容は、次のとおりとする。

(1) 平常時の活動内容

ア 自主防災組織の防災計画書の作成

地域を守るために必要な対策及び自主防災組織構成員ごとの役割を、あらかじめ防災計画書などに定める。

(ア) 地域及びその周辺の危険が予想される箇所の点検及びその状況と対策に関すること。

(イ) 地域住民の任務分担に関すること。

(ウ) 自主防災訓練の時期と内容の啓発及び市が行う訓練への積極的な参加に関すること。

(エ) 防災関係機関、組織本部との連携、各班及び各世帯の体系的連絡方法、情報交換に関すること。

(オ) 出火防止、消火に関する役割、消火剤その他資機材の配置場所等の周知徹底・点検整備に関すること。

(カ) 避難場所、避難道路、避難情報等の伝達、誘導方法、避難時の携行物資に関すること。

- (キ) 負傷者の救出、搬送方法、救護所の開設に関すること。
- (ク) 救助用資機材の配置場所及び点検整備に関すること。
- (ケ) その他自主的な防災に関すること。

イ 防災知識の普及

正しい防災知識を一人ひとりが持つよう、映画会、講演会、研究会、訓練その他あらゆる機会を活用し、啓発を行う。

主な啓発事項は、地震等の知識及び平常時における防災対策・災害時の心得・自主防災組織が活動すべき内容、自主防災組織の構成員の役割等である。

ウ 防災訓練の実施

総合防災訓練、地域防災訓練、その他の訓練において、災害発生時の対応に関する事項を主な内容とする防災訓練を実施する。この場合、他の地域の自主防災組織や職域の防災組織、市等と有機的な連携を図る。

また、要配慮者に配慮した訓練の実施に努める。

- (ア) 情報の収集及び伝達の訓練
- (イ) 出火防止及び初期消火の訓練
- (ウ) 避難訓練
- (エ) 救出及び救護の訓練
- (オ) 炊き出し訓練
- (カ) 災害図上訓練
- (キ) その他の地域の特性に応じた必要な訓練

エ 防災用資機材の整備・点検

消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検を行う。

オ 自主防災地図（防災マップ）の作成

地域に内在する危険や、災害時に必要となる施設等を表わす地図を作成して掲示し、あるいは各戸に配布することによりの確な防災計画書の作成を容易にするとともに、一人ひとりの防災対応行動の迅速、的確化を図る。

カ 地域内の他組織との連携

地域内事業所の防災組織や地域におけるコミュニティ組織、民生委員児童委員、身体障がい者相談員、福祉関係団体等と連携を密にし、総合的な自主防災活動の推進に努める。

(2) 災害発生時の活動内容

ア 初期消火の実施

家庭に対しては、火の元の始末など出火防止のための措置を講ずるように呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火栓・消火器・水バケツ・小型動力ポンプ等を活用し、隣近所が相互に協力して初期消火に努める。

イ 情報の収集・伝達

自主防災組織は、地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して市等へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動の実施に努める。

ウ 救出・救護の実施及び協力

がけ崩れ、建物の倒壊等により下敷きになった者が発生したときは、自らの安全を確保しつつ、救出用資機材を使用して速やかに救出活動の実施に努める。

また、自主防災組織をもってしても救出できない者については、防災関係機関の活動に委ねることになるので、防災関係機関による救出活動の円滑な実施に必要な情報の提供等を行う。

さらに、負傷者に対しては応急手当を実施するとともに、医師の治療を必要とする者があるとき

は救護所等へ搬送する。このため、あらかじめ地域ごとに災害時に利用できる病院等医療機関を確認し、周知徹底する。

エ 避難の実施

市長の避難情報等の発令又は警察官等から避難指示等が出された場合には、住民に対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に指定緊急避難場所に誘導する。

避難の実施に当たって、次の点に留意する。

(ア) 避難誘導責任者が確認すべき事項

- a 市街地……………火災、落下物、危険物
- b 山間部、起伏の多いところ……………がけ崩れ、地すべり

(イ) 円滑な避難行動が取れる必要最小限度の荷物

(ウ) 高齢者・幼児・しょうがい者その他自力で避難することが困難な要配慮者に対して、地域住民の協力の下で避難誘導

オ 炊き出し及び救助物資の分配に対する協力等

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要になってくる。これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が不可欠であるため、自主防災組織としても炊き出しを行うほか、市が実施する給水、救援物資の配付活動に協力する。

3 自主防災組織の育成・指導

市は、基本法第5条の規定に基づき、自主防災組織育成の主体として位置付けられており、その組織化に積極的に取り組む。

ア 行政区等に対する積極的な指導助言、組織率の向上と実効ある自主防災組織の育成及び女性の参画促進

イ 自主防災組織のリーダー等を育成するための研修会等の開催、地域における自主防災活動の推進

ウ 自主防災組織の円滑な活動を期するための防災資機材の配備

エ 災害時における自主防災組織の活動が的確に行える情報の伝達、協力要請、活動指導等についての必要な措置

4 民間防火組織の育成・強化

地域社会においては、住民一人ひとりが常に防火防災に関心を持ち、日頃から出火防止・避難・応急救護などの知識を身につけておくことが必要である。

そのため、市、消防本部及び県は、地域住民の防火防災意識の高揚及び知識の普及並びに地域防災力の向上を図るため、民間の防火組織として、地域に密着した幼年消防クラブ・少年消防クラブ・婦人防火クラブの組織づくりと育成強化に努める。

また、地域防災リーダーとなり得る防災士等の防災人材の育成強化にも努める。

5 自主防災組織活動の促進と消防団との連携

市は、消防団が地域住民により構成される消防機関であることから、消防団が自主防災組織の訓練に参加して資機材の取扱いの指導を行ったり、消防団経験者が自主防災組織の役員に就任したりするなど、組織同士の連携や人的な交流等を積極的に図るよう努める。

また、市は、消防団等と有機的な連携を図りながら適切な指導を行い、自主防災組織が行う訓練、その他の活動の充実を図るよう努める。

第3節 事業所等防災対策の促進計画

市防災計画（風水害対策編）第2編「災害予防計画」第2章「市民等の防災力の向上」第3節「事業所等防災対策の促進計画」に準ずる。

第4節 防災知識普及啓発

市防災計画（風水害対策編）第2編「災害予防計画」第2章「市民等の防災力の向上」第4節「防災知識普及啓発」に準ずる。

第5節 防災訓練計画

市防災計画（風水害対策編）第2編「災害予防計画」第2章「市民等の防災力の向上」第5節「防災訓練計画」に準ずる。

第3章 効果的な応急活動のための事前対策

第1節 広域応援・受援体制等整備計画

市防災計画（風水害対策編）第2編「災害予防計画」第3章「効果的な応急活動のための事前対策」第1節「広域応援・受援体制等整備計画」に準ずる。

第2節 防災施設・資機材等整備計画

市防災計画（風水害対策編）第2編「災害予防計画」第3章「効果的な応急活動のための事前対策」第2節「防災施設・資機材等整備計画」に準ずる。

第3節 救助法等運用体制整備計画

市防災計画（風水害対策編）第2編「災害予防計画」第3章「効果的な応急活動のための事前対策」第3節「救助法等運用体制整備計画」に準ずる。

第4節 情報通信施設等整備計画

所管部署：防災安全課

第1 地震情報の伝達体制の整備

気象庁から発せられる地震情報は、地震時の応急対策を的確に行う上で重要である。そのため、その受信や伝達を迅速・的確に行うための体制を整備する。

市、県及び関係機関は、気象庁や観測機器から入手した情報を迅速に処理し、適切な意思決定に結びつけられるよう、情報の読み取り・判断能力を研修、自己研さんにより向上させる。

第2 被害情報等の収集管理体制の整備

1 情報の収集連絡体制の整備

市・県及び防災関係機関は、災害時の初動応急活動に係る情報通信の重要性を認識し、情報通信施設における資機材の整備及び運用体制の強化を積極的に行う。また、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検を実施し、専門的な知見・技術を基に耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所への設置等を図る。

また、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設等の施設管理者等及び市・県の職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、報道機関に加え、緊急告知防災ラジオ、福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、ソーシャルメディア、Lアラート（災害情報共有システム）等の活用による警報等の伝達手段の多重化・多様化を図るものとする。市、県及び放送事業者等は、気象、水位等風水害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図る。

市、県及び国は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動状況等を正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

2 初動期における人命危険関係情報の収集管理体制の整備

(1) 初動期には、人命の安全確保を目的として、主に以下の情報を収集し、各種の意思決定に反映させる必要がある。

ア 要救出現場数

イ 出火件数

ウ 二次災害危険箇所（土砂災害危険・高圧ガス漏洩事故など）

(2) 市、県及び関係機関は、上記情報を効果的に収集管理するために、以下の体制を整備するものとする。

ア 職員の居住区を考慮した情報収集担当地域体制等の整備

イ 参集職員からの被害情報の集約体制の整備

ウ 住民等からの通報内容の分析と意思決定への反映体制の整備

エ 関係職員、関係機関間における情報の共有化体制の整備

第3 情報通信施設等の整備

市、県及び防災関係機関は、災害時の初動応急活動に係る情報通信の重要性を認識し、情報通信施設等資機材及び運用体制の整備強化を積極的に行う。また、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と、専門的な知見・技術を基に耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。

1 通信手段の種類・特徴

災害時に使用する通信手段は、基本的に次のものが考えられる。

種類	使用不能となる場合・特徴
防災行政無線（地上系）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 停電時には非常用電源で機能 ・ 使用不能（輻輳状態）になりにくい。
防災行政無線（移動系）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用不能（輻輳状態）になりにくい。
防災行政無線（衛星系）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 停電時には非常用電源で機能 ・ 激しい降雨の際には一時的に使用不能となる。
緊急告知防災ラジオ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放送局及び送信所は、停電時には非常用電源で機能 ・ 受信機は、乾電池で使用できる。 ・ 使用不能（輻輳状態）になりにくい。
MCA無線 （ふくおかコミュニティ無線）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 停電時には非常用電源で機能 ・ 使用不能（輻輳状態）になりにくい。 ・ 携帯電話網を利用しているため、利用できない地域がある。
NTT加入電話（一般）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 輻輳時には通信制限がかかる。 ・ 有線施設が切断され不通になる可能性がある。 ・ 停電時は交換機が停止しなければ使用可
IP電話	<ul style="list-style-type: none"> ・ 輻輳時には通信制限がかかる。 ・ 有線施設が切断され不通になる可能性がある。 ・ 停電時は使用不可
携帯電話（一般）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 輻輳時には通信制限がかかる可能性がある。 （メール通信は比較的有効） ・ 中継局の設備破損や停電時は不通 （数時間は予備バッテリーで機能）
衛星携帯電話	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般的に輻輳しにくい。 ・ 激しい降雨の際には一時的に使用不能となる。
（災害時優先電話） NTT加入電話 携帯電話	<ul style="list-style-type: none"> ・ 回線輻輳時の発信が優先的に接続される。

第4 無線通信施設等の整備

1 市の無線通信施設

(1) 市防災無線等

市は、災害時における災害応急対策並びに地域住民に対する情報伝達を迅速かつ円滑に実施するため、FM八女との連携により、緊急告知防災ラジオの活用を図る。

既存の防災行政無線（移動系）については、支所管轄内での双方向による情報交換等に活用するため、継続して維持管理を行う。

(2) 消防・救急無線

消防・救急無線とは、県下消防本部が他県及び県内における消防・救急活動を円滑に実施するため、消防本部において設置した無線通信設備をいい、下記によりその整備を推進する。

ア 大規模災害時に広域支援のため他県に出動した際に、各消防本部が相互に通信することができる全国共通波の整備充実を図る。

イ 県域における各消防本部と相互に通信することができる県内共通波の整備・充実を図る。

ウ 災害現場の情報を迅速かつ的確に収集するため、移動多重無線車の整備並びに携帯無線機の増強を図る。

2 県の無線通信設備等

(1) 福岡県防災・行政情報通信ネットワーク（防災危機管理局）

福岡県防災・行政情報通信ネットワークは、県庁・市町村・消防本部及び県出先機関等の相互間における、地上系無線通信網と衛星通信網を併用した福岡県防災行政無線であり、通信の途絶や輻輳が発生しにくい高い信頼性と、映像やデータの伝送・処理が可能な高度な機能を確保し、災害時等に効果的な運用が図れるよう、適切な維持管理を行う。

(2) 災害医療情報システム（医療指導課）

災害時における迅速かつ正確な災害医療情報の収集を図るとともに、これを迅速かつ的確な医療救護活動に結びつけるため、県救急医療情報センターの広域災害・救急医療情報システムの拡充強化が必要である。また、災害関係機関との総合的なネットワーク化を構築するとともに、災害時等に効果的に運用が図れるよう、適切な維持管理を行う。

第5 衛星携帯電話・携帯電話等の活用

1 通信事業者による通信機器の貸出し等

県は、災害発生時に被災地が有線回線の輻輳や停電等のため有線通信が使用できない場合に、通信事業者から通信機器（携帯電話・衛星携帯電話・MCA無線機等）を速やかに借受けることとする。このため、被災地における災害応急対策活動に取り組むことができるよう通信事業者と協定等を締結し、災害時の通信機器緊急貸与に関する体制整備を行う。

2 災害対策用移動通信機器等の借受け

九州総合通信局は、非常災害時において災害の応急復旧用に必要な通信を用途とする（訓練を含む）「災害対策用移動通信機器」を所有しており、申出があった場合には迅速に貸出しができる体制を整備するとともに、電気通信事業者等に対しては、携帯電話、MCA（移動無線）等の貸出しの要請を行う体制の整備を行っている。

市及び県は、必要に応じこれらの機器の借受申請を九州総合通信局・電気通信事業者等に対して行い、貸与を受ける。

第6 有線通信設備（災害時優先扱いの電話）の整備

1 基本方針

防災関係機関は、災害時優先扱いの電話の有効的な活動体制の整備を行う。

2 整備項目

(1) 防災関係機関は、内部機構における災害時優先扱いの電話を更に有効に活用できるように、位置付けを的確に行う。

(2) 西日本電信電話株式会社は、電気通信設備の整備と防災管理に努め、防災関係機関が、災害時優先扱いの電話を更に有効に活用できるように、電話網運営体制を整備する。

第7 防災相互通信用無線の整備

1 基本方針

防災関係機関は、災害時に相互に通信することができる防災相互通信用無線の重要性を認識し、整備・増強を行う。

2 整備項目

- (1) 県は、災害時の通信を円滑に行えるよう基地局の運用体制の確保を図る。
- (2) 防災関係機関は、無線局の整備、増強を行うとともに迅速かつ的確な情報通信を行うため、運用体制の整備、充実を行う。

第8 各種防災情報システムの整備

1 基本方針

防災情報の一元化に資する情報システム体制の重要性を認識し、各種防災情報システムの整備、充実を行う。

2 整備項目

- (1) 県は、災害時の膨大な情報通信を円滑に処理し、的確な指示等を行うための防災情報システムの運用体制の確保を図る。
- (2) 市及び県は、福岡県防災・行政情報通信ネットワークの福岡県防災情報システムを効果的に運用できるよう、必要なデータの整備を行う。(当該データの加除修正を含む。)
- (3) 防災関係機関は、防災情報システム体制の確立のため、資機材の整備、増強を図る。
この計画では、災害応急対策活動の基礎となる気象・地象・水象に関する注意報、警報及び気象情報の受領及び伝達を確実にを行うために、県及び防災関係機関との連絡を密接にするとともに、連絡システムを確立することを定める。

第9 情報通信設備の維持

市、県及び防災関係機関は、必要な地震計等の観測機器の維持・整備に努めるとともに、地域衛星通信ネットワークや防災行政無線等を活用することなどにより、震度情報ネットワーク、全国瞬時警報システム（J-ALERT）その他の災害情報等を瞬時に伝達するシステムを維持・整備するよう努める。

また、非常災害時の通信の確保を図るため、平常時より災害対策を重視した通信設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加する。

第5節 広報・広聴整備計画

所管部署：防災安全課、企画政策課

市防災計画（風水害対策編）第2編「災害予防計画」第3章「効果的な応急活動のための事前対策」第6節「広報・広聴整備計画」に準ずる。

第6節 二次災害の防止体制整備計画

所管部署：防災安全課、建設課、消防本部

市及び県は、余震や降雨等に伴う二次災害を防止する体制を整備するとともに、被災建築物の危険度、被災宅地の危険度、土砂災害危険箇所の危険度を応急的に判定する技術者の養成、並びに事前登録など活用のための施策を推進するものとする。

また、二次災害の防止を図るために必要な資機材の備蓄を行うものとする。

第1 震災消防体制の整備

1 消防施設等の耐震化

市は、初動及び活動体制を確保するため、消防庁舎の耐震化、消防待機宿舎の整備並びに消防機動力の向上を図るとともに、無線通信情報システムの個人装備等についても整備を進める。

2 消防水利の強化

(1) 市は、地震による火災に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、河川水等自然水利の活用、プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。

(2) 市は、消防水利の不足又は道路事情による消防活動が困難な地域に対しては、消防水利の増設及び可搬式動力ポンプ等の整備を推進し、地域の消火体制の強化を図る。

3 消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化

平常時から、消防本部・消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努めるものとする。

4 市町村相互の応援体制の強化

市は、災害時における消防活動の万全を期するため、近隣市町村と消防に関し協定を結び、相互に応援するように努める。

5 火災予防査察の強化

市及び消防本部は、消防法に規定する予防査察に際し、消防用設備等の耐震性の強化を指導する。

6 住民に対する啓発

市及び消防本部は、地震発生時における住宅からの火災発生を未然に防止するため、対震安全装置付火気使用設備器具の普及に努める。また、住宅防火診断等を通じ、地震発生時の火気使用設備・火気器具の適切な取扱いや消火器の使用方法等について啓発を行い、震災時における火災の防止と消火の徹底を図る。

また、住宅用防災機器（住警器）についても、設置・普及促進に努める。

なお、住宅火災による被災の危険性が高い寝たきり又は一人暮らしの高齢者・身体障がい者等の住宅を、優先して住宅防火診断等を実施する。

第2 余震、降雨等に伴う二次災害の防止体制の整備

1 水害・土砂災害・宅地災害防止体制の整備

市及び県は、余震あるいは降雨等による二次的な水害・土砂災害・宅地災害等の危険箇所の点検を行う地元在住の専門技術者（コンサルタント、県・市職員OBなど）の登録等を推進するものとする。

2 被災建築物応急危険度判定体制の整備

被災した建築物等の余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全を確保することを目的とした被災建築物の応急危険度判定体制整備を図るため、市においては、被災時の連絡体制の確保に努めるものとする。

また、被災建築物応急危険度判定士業務マニュアルに基づき、大規模災害発生時における、他県からの被災建築物応急危険判定士の受入態勢を整備する。

3 被災宅地危険度判定体制の整備

市及び県は、被災した宅地の被害状況を迅速・的確に把握して、余震等による二次災害を軽減・防止し、住民の安全確保を目的とした被災宅地の危険度判定体制の整備を図るため、判定士の登録推進及び被災時の連絡体制の確保、関係機関との連携体制の整備、技術力の向上対策に努めるものとする。

第3 危険物施設等災害予防計画

1 消防法上の危険物

県、消防本部及び消防法（昭和23年法律第186号）上の危険物を取扱う施設の関係者は、地震発生に起因する危険物の漏洩・爆発等に備え、平常時から危険物施設の安全確保に努める。

(1) 危険物施設の関係者が実施する対策

大規模な地震発生による影響を十分に考慮し、施設の耐震性の向上に努める。

(2) 消防機関が実施する対策

ア 既設の危険物施設については、地震に起因する危険物の火災や流出事故等の災害の発生を予防するため、施設の関係者に対し、地震発生時の安全確保についての必要な安全対策を周知するとともに、再点検を求める。

イ 危険物施設の関係者に対し、耐震性の向上を図るため、必要に応じて改修や移転等の指導・助言等を行う。

2 火薬類

県及び関係機関は、平常時から、地震に起因する火薬類事故の抑止に努める。

(1) 火薬類事業者が実施する対策

災害発生による影響を考慮し、火薬類製造施設等の安全確保に努める。

(2) 規制及び指導

ア 福岡県火薬類保安協会の各支部単位の緊急出動体制、各支部の応援協力体制の充実強化を図る。

イ 震災に起因する火薬類事故が発生した場合に住民の安全確保のため、市、消防、警察、火薬類保安協会、報道機関等と密接な連携のもと、広報活動や避難誘導等の情報伝達体制の整備強化を図る。

3 高圧ガス

県及び高圧ガス施設の所有者等は、震災に起因する高圧ガス事故の抑止に努める。

(1) 高圧ガス事業者が実施する対策

- ア 高圧ガス設備の架台、支持脚等を補強する。
- イ 消火設備・緊急遮断弁・エンジンポンプ・バッテリー等の保安設備を重点に日常点検業務を強化し、正常な機能を常に確保するとともに、感震器連動遮断装置・可とう性配管の設置等、設備の耐震性の強化を図り、安全対策を推進する。
- ウ 多数の容器を取扱う施設は、ホームのブロック化やロープ掛等により容器の転倒・転落防止を図るとともに、二段積みを避ける。

(2) 規制及び指導等

- ア 高圧ガス製造施設等の耐震性の強化、安全確保を図るため、必要に応じて感震器連動緊急遮断装置の設置や移転等について指導・助言を行う。
- イ 震災に起因する高圧ガス事故が発生した場合に、高圧ガス防災協議会や高圧ガス関係保安団体等が速やかに対応できるよう、消防署・警察署・高圧ガス防災協議会等関係機関と緊密な連携の下、地域防災体制の充実強化を図る。
- ウ 震災に起因する高圧ガス事故が発生した場合の住民の安全確保のため、市・消防署・警察署・高圧ガス防災協議会・報道機関等と緊密な連携の下、広報活動や避難誘導等の整備強化を図る。

4 毒物・劇物

毒物又は劇物を取扱う者は、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）により、これらを飛散・漏洩等させないよう措置を講ずる。

県は、地震に起因する毒劇物流出等を防ぐため、毒劇物の製造所・販売所・メッキ工場等、業務上毒劇物を取扱う施設などの把握に努めるとともに、毒劇物の管理の徹底等の指導を行う。

5 放射性物質

放射性同位元素等取扱施設等の管理者は、地震に起因する放射性同位元素等の漏洩等のおそれが生じた場合、円滑な対応が取れるよう、あらかじめ市・消防機関・警察・国等に対する通報連絡体制を整備する。

第7節 救出救助体制の整備

所管部署：防災安全課、消防本部

震災時においては、倒壊家屋の下敷き、崩壊土砂中に生き埋めとなった者等の人命の救出救助が優先されなければならない。そのため、平常時から救出救助体制について検討し、救出用資機材を整備しておく。

第1 救出救助体制の整備

1 住民及び自主防災組織における救出救助体制の検討

地震発生直後における倒壊家屋等の生き埋め者の救出は、地域住民や自主防災組織に依拠するべき部分が極めて大きい。そのため、住民及び自主防災組織は、地震時における救出救助活動方法に習熟しておくとともに、必要な体制を検討しておく。

市は、住民及び自主防災組織が行うこれらの活動等を支援する。

2 市及び消防機関における救出救助体制の整備

市及び消防本部は、地震時に円滑に救出救助体制が確立できるよう、平常時から救出隊の編成方法等救出救助体制の整備を行う。

第2 救出用資機材の整備

市及び消防本部は、多数の発生が予想される救出事案に迅速・的確に対処するため、救出用資機材を計画的に整備する。また、重機等については建設業者の所有する機材を借り上げる等協力体制を整備する。

警察は、初動救助活動に必要な救助資機材を整備し、被災現場における現地指揮班の運営機能の強化に努める。

第3 消防団、自主防災組織、住民の救出活動能力向上のための教育、指導

市及び消防本部は、多数の救出事案発生に対して重要な役割を期待される消防団・自主防災組織・住民に対し、救出救助活動を効果的に実施するための教育指導を推進する。

第4 要配慮者に対する救出救護体制の整備

市は、一人暮らしの高齢者や障がいのある人等の要配慮者に対する人命の安全確保を図るとともに、救護体制の充実を図る。

第5 医療機関との連携体制の整備

市、県及び消防本部は、医療行為を行う医療機関と連携した救出救助を行うため、連携体制の整備を行う。

第8節 避難体制等整備計画

所管部署：防災安全課、福祉課、健康推進課、介護長寿課、商工振興課、企業誘致課、学校教育課

市は、関係機関と関連して、災害時に住民等の生命及び身体を守るため、安全かつ確実に避難行動・活動を行い得るよう必要な体制を整備しておく。また、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等の選定及び整備を行い、計画的避難対策の推進を図る。

第1 避難誘導體制の整備及び誘導方法への習熟

市は、市防災計画（風水害対策編）第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第4節「避難計画」に示す活動方法・内容に習熟する。

この場合、特に以下の点に留意する。

1 避難誘導計画の策定と訓練

市は、災害発生時に、安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、市防災計画等の中に避難誘導計画をあらかじめ策定し、訓練を行う。その際、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

なお、避難計画の策定に当たっては、避難の長期化についても考慮する。

- (1) 避難情報等を発令する基準、伝達方法、発令区域・タイミング
- (2) 避難情報等発令に係る権限の代行順位
- (3) 指定緊急避難場所、指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- (4) 指定緊急避難場所、指定避難所への経路及び誘導方法
- (5) 高齢者、障がい等の避難行動要支援者に配慮した避難支援体制

2 避難行動要支援者に対する避難誘導體制の整備

(1) 個別計画の策定

市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、国により示された「避難行動要支援者の避難行動に関する取組指針」（平成25年8月）等を参考とし、避難行動要支援者の状況把握、避難支援者の登録等を積極的に行い、避難行動支援が適切に行われるよう、避難行動要支援者に関する全体計画を策定し、避難行動要支援者名簿を整備するとともに、具体的な避難方法等についての個別計画の策定を努める。

(2) 地域住民等の連携

市は、地域住民・自主防災組織や福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有等の避難行動要支援者の避難誘導體制の整備を図るものとする。また、避難が必要な際に、避難行動要支援者に避難を拒否されることで避難実施に時間を要し、避難を誘導・援護する地域住民、自主防災組織、福祉事業者や消防団の避難の遅れを極力防ぐため、日頃から要配慮者に対する避難訓練を実施するなど、要配慮者に対し、避難の重要性の認識を普及させ、円滑に避難を実施できる体制の構築に努める。

なお、要配慮者の情報の把握等については、市防災計画（風水害対策編）第2編「災害予防計画」第3章「効果的な応急活動のための事前対策」第11節「要配慮者安全確保体制整備計画」第4「在宅者対策」による。

第2 指定緊急避難場所、指定避難所の整備及び周知

1 指定緊急避難場所、指定避難所の整備・点検

(1) 整備・点検の留意点

市は、公園・公民館・学校等の公共的施設を中心に、対象者数や避難範囲、指定避難所までの経路や地形並びに避難時の安全性等にも留意しつつ、想定される地震の諸元に応じて、必要となる施設数や規模に見合う避難所を、その管理者等の同意を得た上で、あらかじめ指定する。

なお、必要と認める場合には避難路についても指定する。

市は、指定緊急避難場所、指定避難所の整備・点検に際しては、以下の点を考慮する。

ア アクセスが容易である。

イ 住民等が良く知っている施設等である。

ウ 危険物施設等が近くにない。

エ 浸水等の被害のおそれのない場所である。

オ 施設（耐震性がある。）及び避難経路が安全である。

カ 人員・物資の輸送用車両が直接乗り入れられるよう、十分な幅員の道路に接している。

キ 給食施設の有無（給食施設があれば、自律的な避難所運営が可能）

ク 冷暖房設備の有無、バリアフリー化（物理的障壁の除去）の状況

(2) 福祉避難所の指定

市は、一般の指定避難所では生活することが困難な障がいのある人等の要配慮者のため、高齢者福祉施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。

(3) 指定緊急避難場所・指定避難所の整備

適当な施設又は場所が存在しない場合は、高台等に安全な指定緊急避難場所・指定避難所を整備し、指定するよう努める。災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける。

(4) 指定緊急避難場所と指定避難所の関係

指定緊急避難場所と指定避難所は、相互に兼ねることができる。

特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。

2 指定緊急避難場所・指定避難所の機能の整備

(1) 連絡手段の整備

市は、災害対策本部と指定緊急避難場所・指定避難所との間の連絡手段を確保するため、衛星携帯電話等の連絡手段の整備に努める。

(2) 指定緊急避難場所の設備等の整備

指定緊急避難場所においては、非常用照明施設、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備、施設の耐震性等の安全性の確保に努める。

(3) 指定避難所の設備等の整備

ア 市は、指定避難所に必要な安全性及び良好な居住性を確保し、発災時に食料、飲料水、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布及び保健医療サービスの提供その他避難所に滞在する被災者の生活環境を整備するために、貯水槽、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用照明施設、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備、施設の耐震性等の安全性の確保のほか、空調、洋式トイレなどは要配慮者にも配慮した施設整備に努める。また、必要に応じ、換気、照明等の整備にも努める。

イ 指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等を備蓄するよう努める。

ウ 指定避難所の円滑な運営を図るため、指定避難所の生活環境の改善に資するパーティションやダンボールベッドなどの必要な物資の供給体制を構築するものとする。また、災害により指定避難所等が被災した場合に備え、電気設備や空調設備の応急復旧に関し事前に所要の協定を締結する。

(4) 指定緊急避難場所・指定避難所の管理・運営体制整備

ア 指定緊急避難場所の管理責任者をあらかじめ定めるとともに、管理責任者が被災等により早急に駆け付けられない可能性を考慮し、確実に利用できるよう複数箇所での鍵管理や、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、地域住民等関係者・団体との協力体制等を整備する。

イ 市は、避難所運営マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。

ウ 市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

エ 市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

オ 県及び市は、「災害時健康管理支援マニュアル」等に基づき、避難所における妊産婦、新生児や乳幼児、難病患者、介護が必要な高齢者など、特にきめ細かな支援が必要な要配慮者への健康管理支援に配慮する。

カ 県及び市は、女性の視点を踏まえた避難所運営を行えるよう、災害発生時の対応力を培った女性リーダーの育成に努める。

キ 市は、「福岡県災害時ペット救護マニュアル」を参考に、ペット同行避難について市防災計画及び避難所運営マニュアルに反映する。

3 指定緊急避難場所・指定避難所等の住民への周知

阪神・淡路大震災では、地震後、自分の地域の指定緊急避難場所・指定避難所を問い合わせる電話が市町村に殺到し、職員がその対応に追われ、情報連絡に支障をきたしたといわれている。そのため、市は、指定緊急避難場所・指定避難所等について平常時から以下の方法で周知徹底を図る。

なお、防災マップの作成に当たっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

- (1) 防災マップの作成、配布による周知
- (2) 指定緊急避難場所及び指定避難所を指定した際の公示
- (3) 市の広報紙、インターネットによる周知
- (4) 案内板等の設置による周知

ア 誘導標識

イ 指定緊急避難場所・指定避難所案内図

ウ 指定緊急避難場所・指定避難所表示板

- (5) 防災訓練による周知
- (6) 防災啓発パンフレットの作成、配布による周知
- (7) 避難計画に基づく避難地図（地震ハザードマップ等）の作成、配付による周知
- (8) 自主防災組織等を通じた周知

4 多様な避難状況の把握

(1) 車中泊・テント泊等の避難状況の把握

ア 市は、指定避難所以外の避難実態を把握することができるよう福岡県避難所運営マニュアル作成指針に基づき、避難所運営マニュアルを作成するとともに、指定避難所以外の避難実態を把握するものとする。

イ 市は、避難所運営マニュアルに基づき、指定避難所以外の避難者を支援する。

(2) 避難者の把握等についての避難所運営訓練の実施

市は、自主防災組織、自治会等の地域住民を対象に、NPO等の関係団体と連携した避難所運営訓練を実施し、多様な避難者の状況把握の方法について習熟するよう努める。

第3 学校、病院等における避難計画

学校・社会福祉施設・病院・大規模集客施設等の施設の管理者は、消防法に基づき作成する消防計画等に、以下の事項に留意した避難に関する計画を作成するなどして、避難対策の万全を図る。

1 学校等の避難計画

学校等においては、多数の生徒等を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、それぞれの地域の特性を考慮した上で、次の事項等に留意して学校等の実態に即した適切な避難対策を図る。

(1) 避難実施責任者、避難誘導責任者及び補助者の指定

(2) 指定緊急避難場所の選定、収容施設の確保

(3) 避難誘導の要領

ア 避難者の優先順位

イ 指定緊急避難場所、経路及びその指示伝達方法

ウ 避難者の確認方法

(4) 生徒等の保護者への連絡及び引渡方法（定まっていない場合は、市は、定めるように促す。）

(5) 防災情報の入手方法

(6) 県、市への連絡方法（市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。）

2 社会福祉施設等における避難計画

社会福祉施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮するとともに、避難対象者の活動能力等についても十分配慮し、次の事項等に留意して施設等の実態に即した適切な避難対策を図る。

また、避難対象者の活動能力により、被災地周辺の施設だけでは避難所が足りないことも想定されることから、大規模災害に伴う施設の転所等について、関係団体等と協議しながら市内施設間の協力体制を整備するとともに、市域を越える広域避難が必要な場合も想定し、他市との連携に努める。

(1) 避難実施責任者、避難誘導責任者及び補助者の指定

(2) 指定緊急避難場所の選定、収容施設の確保

(3) 避難誘導の要領

ア 避難者の優先順位

イ 指定避難所（他の社会福祉施設含む。）及び避難経路の設定並びに収容方法（自動車の活用による搬出等）及びその指示伝達方法

ウ 避難者の確認方法

- (4) 家族等への連絡方法（定まっていない場合は、市は、定めるように促す。）
- (5) 防災情報の入手方法
- (6) 県、市への連絡方法（市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。）

3 病院等における避難計画

病院等においては、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合を想定し、次の事項等に留意しつつ、実態に即した適切な避難対策を図る。

- (1) 被災時における病院施設内の保健衛生の確保
- (2) 入院患者の移送先施設の確保
- (3) 転送を要する患者の臨時収容場所
- (4) 搬送のための連絡方法と手段
- (5) 病状の程度に応じた移送方法
- (6) 搬送用車両の確保
- (7) 通院患者に対する病院周辺の安全な指定緊急避難場所及び指定避難所についての周知方法

また、病院等の医療機能の維持が困難になった場合についても、入院患者の移転等について、関係団体等と協議しながら市内施設間の協力体制の整備に努めるとともに、市域を越える移転が必要な場合も想定し、他市との連携に努める。

4 大規模集客施設等の避難計画

大規模小売店舗、ホテル、旅館、各種レジャー施設等の不特定多数の人が出入りする施設の設置者又は管理者は、それぞれの地域の特性や災害時の人間の行動、心理の特性を考慮した上で、避難場所・経路・誘導及び指示伝達の方法を定めるなど、適切な避難対策を図る。

第9節 交通・輸送体制整備計画

市防災計画（風水害対策編）第2編「災害予防計画」第3章「効果的な応急活動のための事前対策」第9節「交通・輸送体制整備計画」に準ずる。

第10節 医療救護体制整備計画

市防災計画（風水害対策編）第2編「災害予防計画」第3章「効果的な応急活動のための事前対策」第10節「医療救護体制整備計画」に準ずる。

第11節 要配慮者安全確保体制整備計画

市防災計画（風水害対策編）第2編「災害予防計画」第3章「効果的な応急活動のための事前対策」第11節「要配慮者安全確保体制整備計画」に準ずる。

第12節 災害ボランティアの活動環境等整備計画

市防災計画（風水害対策編）第2編「災害予防計画」第3章「効果的な応急活動のための事前対策」第12節「災害ボランティアの活動環境等整備計画」に準ずる。

第13節 災害備蓄物資等整備・供給計画

市防災計画（風水害対策編）第2編「災害予防計画」第3章「効果的な応急活動のための事前対策」第13節「災害備蓄物資等整備・供給計画」に準ずる。

第14節 住宅の確保体制整備計画

市防災計画（風水害対策編）第2編「災害予防計画」第3章「効果的な応急活動のための事前対策」第14節「住宅の確保体制整備計画」に準ずる。

第15節 保健衛生・防疫体制整備計画

市防災計画（風水害対策編）第2編「災害予防計画」第3章「効果的な応急活動のための事前対策」第15節「保健衛生・防疫体制整備計画」に準ずる。

第16節 災害廃棄物処理体制整備計画

市防災計画（風水害対策編）第2編「災害予防計画」第3章「効果的な応急活動のための事前対策」第16節「災害廃棄物処理体制整備計画」に準ずる。

第17節 帰宅困難者支援体制整備計画

所管部署：防災安全課、商工振興課、企業誘致課、学校教育課

第1 災害時の情報収集伝達体制の構築

市は、公共交通機関の運行・復旧状況や道路の規制等の状況、帰宅者支援施設の設置状況等を、公共施設周辺での表示や交番における張り紙、報道機関からの放送等により、迅速に提供できる体制を整備するように努める。

第2 帰宅困難者の安否確認の支援

福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」による安否確認の支援や通信事業者等が行う安否情報等の収集及び伝達に係るシステムの効果的な活用が図られるように普及啓発に努める。

第3 避難場所の検討

市は、所管する施設で帰宅困難者を一時的に収容することができないか検討を行う。

第4 災害時の徒歩帰宅者に対する支援

事業所等との協定締結により、帰宅者支援施設の設置を推進し、情報提供や水の供給及びトイレの利用等の支援を行う。

第18節 放射性物質災害予防計画

所管部署：防災安全課、環境課

第1 情報の収集・連絡体制の整備

市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、必要に応じ、情報の収集・連絡体制の整備を推進する。

第2 災害応急体制の整備

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、市、県及び施設設置者等は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関相互において平常時より連携を強化しておく。

第3 モニタリング体制等

市は、県の実施する緊急時モニタリングへの要員の派遣等の協力を行う。

第4 住民等への的確な情報伝達活動

市、県等の防災関係機関は、発災後の経過に応じて、住民等に提供すべき情報について整理しておくとともに、住民等からの問い合わせ等に対応する窓口設置等の体制についてあらかじめ準備しておく。

第5 防災関係機関による防災訓練等への参加

市は、県等の防災関係機関が実施する訓練等について、参加するよう努める。

第19節 液状化災害予防計画

所管部署：防災安全課、建設課

市は、液状化による被害を最小限に食い止めるため、公共事業などの実施に当たって、必要に応じて、現地の地盤を調査し、発生する液状化現象を的確に予測することにより、現場の施工条件と効果の確実性、経済性等を総合的に検討・判断し、効果的な液状化対策を実施する。

第1 液状化対策の調査・研究

市は、大学や各種研究機関との連携の下、液状化現象に関する研究成果を踏まえ、危険度分布や構造物への影響を予測し、液状化対策についての調査・研究を行う。

第2 液状化対策の普及・啓発

市は、液状化対策の調査・研究に基づき、住民・施工業者等に対して、液状化対策に有効な基礎構造等について知識の普及・啓発を図る。

第3編 災害応急対策計画

第1章 活動体制の確立

第1節 組織動員計画

所管部署：各班

第1 主旨

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、応急対策を迅速かつ的確に推進するため、必要な職員を配備し、その活動体制を確立することを定める。

災害対策活動においては、発生した災害に対して特別の組織を編成する。各職員は、各自の役割を十分に理解するとともに、災害対策活動全体の流れについて、下記を含めてその概要を熟知しておく。

- 災害対策本部設置基準について全職員が認識する。
- 意思決定者不在の時の対応を明確にし、速やかに実施する。
- 災害対策本部が庁舎内に設置できない場合の代替設置を的確に行う。

1 関係法律との関係

基本法第10条に定められたとおり、他の法律に特別の定めがある場合を除き、当該法律に基づいて処理する。なお、災害応急対策を総合的かつ計画的に処理するため、この計画に基づいてその運用を図る。

2 相互協力

基本法第5条（市町村の責務）、第6条（指定公共機関及び指定地方公共機関の責務）、第7条（住民等の責務）及び第54条（発見者の通報義務等）の規定を通じて相互に協力する責務を負う。

この計画の運用に当たっても、関係機関はもとより公共的団体及び住民個人を含め相互協力の下に処理するものとし、関係機関及び関係者は確実に各々に課せられた責務を果たすこととする。

第2 配備体制

1 配備体制の設置基準

災害警戒本部及び災害対策本部は、災害種別に下記の基準によって設置する。

なお、災害警戒本部総括責任者は、総務部長とする。総務部長が不在の時は、企画部長、建設経済部長、健康福祉部長、市民部長、教育部長の順で代行する。

■ 配備基準（地震）

本部体制		災害警戒本部		災害対策本部	
配備区分		第1配備(準備体制)	第2配備(警戒体制)	第3配備(救助体制)	第4配備(非常体制)
配備職員等	総務班	総務部長 防災安全課長 議会事務局長	総務部長 防災安全課長 総務課長 議会事務局長	○市長 ○副市長 ○副市長 ○教育長 ○全部長 ○全課(局)長 ○全支所長 ○支所次長 ○地区担当技術職	○全職員
	受援・広報班	企画部長	企画部長 企画政策課長 新庁舎建設課長 定住対策課長		
	職員班		人事課長		
	資材班		財政課長		
	観光班		観光振興課長		
	医療救護班	健康福祉部長	健康福祉部長 健康推進課長 福祉課長		
	市民支援班	市民部長	市民部長 市民課長 環境課長		
	調査班		税務課長		
	技術班	建設経済部長 建設課長 第一整備室長 第二整備室長	建設経済部長 建設課長 第一整備室長 第二整備室長 上下水道局長		
	農林班	農業振興課長	農業振興課長 林業振興課長		
	商工班		商工振興課長 企業誘致課長		
	教育班	教育部長	教育部長 学校教育課長 スポーツ振興課長 社会教育課長		
	黒木支所	支所長、支所次長 地区担当技術職	支所長、支所次長 地区担当技術職		
	立花支所	支所長、支所次長 地区担当技術職	支所長、支所次長 地区担当技術職		
	上陽支所	支所長、支所次長 地区担当技術職	支所長、支所次長 地区担当技術職		
	矢部支所	支所長、支所次長 地区担当技術職	支所長、支所次長 地区担当技術職		
	星野支所	支所長、支所次長 地区担当技術職	支所長、支所次長 地区担当技術職		
消防対策部			消防長 消防団長、支団長	消防署員 消防団員	
指示等による動員	各部課所要人員(課長、支所長等の指示)	部課(局・支所)所要人員 各課(局・支所)所要人員(課長、支所長等の指示)	○各課(局・支所)所要人員(課長、支所長等の指示) ○配備の指示がない職員のうち、必要な職員を待機		
配備時期	○市内に震度4の地震が発生したとき。	○市内に震度5弱の地震が発生したとき。	①市内に震度5強の地震が発生したとき。	①市内に震度6以上の地震が発生したとき。	
活動内容	○災害警戒本部の設置 ○被害情報等の収集 ○県・関係機関等への連絡	○災害情報の収集、伝達 ○災害又は二次災害の注意、警戒及び現地確認 ○市民への周知 ○県・関係機関等への連絡 ○応急対策の実施 ○災害対策本部の設置準備	○災害対策本部の設置 ○局地的な応急対策活動(災害情報の収集、伝達、負傷者等の救出救護、避難所の開設、災害広報等) ○被害状況の情報収集等 ○避難誘導 ○関係機関等への連絡 ○市民への広報 ○応急対策の実施 ○応援要請	○市全域又は被害が特に甚大な地域で、市の全力を上げての応急対策活動(災害情報の収集、伝達、負傷者等の救出救護、避難所の開設、災害広報等)	

2 災害警戒本部の廃止基準

警戒体制は、災害警戒本部総括責任者が予想された災害が発生しないと判断したとき、又は災害対策本部が設置されたとき廃止する。

3 災害警戒本部の事務分掌

事務分掌については、災害対策本部の事務分掌を準用し、実施する。

第3 災害対策本部

1 災害対策本部の組織構成

災害対策本部の組織は、次のとおりとする。

なお、災害対策本部総括責任者は市長とする。市長が不在の場合は、副市長、総務部長の順に代行する。

設置場所は、市役所 205 会議室とするが、市庁舎が被災した場合は、黒木支所会議室に設置する。

2 災害対策本部の廃止基準

本部長は、災害の危険がなくなったとき、又は災害発生後における応急措置がおおむね完了したときは、災害対策本部を廃止する。

第4 災害対策会議

市及び防災関係機関は、災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、災害基本法第23条の2第4項の規定により、八女市災害対策会議（以下「対策会議」という。）を設置する。

対策会議は、市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報の収集及び災害応急対応を行うほか、日常時において、情報収集や予防対策及び防災対策について、連携を図る。

対策会議は、本部長が会長となり、会務を総理する。

対策会議の構成員（委員）については、次に掲げる者とする。

- (1) 県八女県土整備事務所長
- (2) 県八女警察署長及び警備課長
- (3) 消防本部消防長及び各署長
- (4) 九州電力送配電株式会社八女配電事業所長
- (5) 西日本電信電話株式会社福岡支店災害対策室長
- (6) 消防団長及び各支団長
- (7) 副本部長、全部長、関係課長及び各支所長
- (8) その他本部長が要請する者

対策会議の庶務は、総合対策部において処理する。

対策会議に関し、必要な事項は、本部長が別に定める。

第4 災害対策本部の設置準備

次の手順により、災害対策本部の設置準備を行う。

- 1 庁舎の被害状況（建物・室内・電気・通信機器等）の把握、火気・危険物の点検を行う。
（通信機器 ⇒ 総合情報通信ネットワークシステム・防災行政無線・電話・FAX・衛星携帯電話、緊急情報ネットワークシステム、全国瞬時警報システム）
- 2 来庁者や庁舎内にいる市民及び職員等の安全を確認し、来庁者を避難所等安全な場所へ誘導する。
- 3 停電の場合には、自家用発電機による通信機器及び本部室等、最低限の機能確保を行う。故障等で確保できないときには、修理業者へ連絡を行う。
- 4 本部長の判断のもと、災害対策本部（場所：本庁会議室）の設営に入る。
- 5 県との通信手段を確保し、災害対策本部の設置を報告する。

県防災危機管理局	TEL (092)641-4734 FAX (092)643-3117 県防災行政無線番号 78-700-7022 県防災FAX番号 78-700-7390
----------	---

- 6 本部室にテレビ・ラジオを準備し、報道機関からの情報確保の体制を取る。
- 7 本部室に、市内の地図・広域地図・災害状況掲示板等を準備する。
- 8 応急対策に従事する者の食料の調達及び宿泊場所の確保を行う。

第5 災害対策本部設置通知

災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を次のとおり通知及び公表する。

通知及び公表先	通知及び公表の方法	責任者
各班（消防班含む。）	庁内放送、メール（携帯電話）、NTT電話等	広報班
区長・自主防災組織 一般市民	報道機関、緊急告知防災ラジオ、FAX・NTT電話、、メール（携帯電話・防災メールまもるくん）	
福岡県	総合情報通信ネットワークシステム、	
報道機関	FAX・NTT電話	
警察署	口頭、文書、FAX・NTT電話	
市内各施設	FAX・NTT電話等	

第6 地域ごとの各組織との連携

災害対策本部の設置がなされた際、職員は、全力をもって災害応急対策活動を遂行する。

しかし、状況によっては、職員だけでの人力（マンパワー）では、対策に不備不足が生じる場合がある。その場合、対策本部と地域の各組織とが、次の事項等に対して密接な連携を取り、適切な応急対策活動の実施に努める。

- 1 被害発生初期における被害状況の把握、連絡及び救出
- 2 火災発生時における初期消火活動
- 3 避難情報等の発令による避難の際の避難誘導及び避難者確認
- 4 要配慮者の保護、安全確保及び生活支援
- 5 避難所の運営
- 6 その他必要な活動

第7 災害対策本部の所掌事務

【総合対策部】 部長：総務部長 副部長：企画部長

班名	班長	所掌事務	班所属課
総務班	防災安全課長	1 本部の設置及び運営に関する事。 2 防災関係機関との連絡調整に関する事。 3 各対策部との総合調整に関する事。 4 各種情報（公共交通機関及びライフライン等含む。）の収集に関する事。 5 人的及び家屋的被害の取りまとめに関する事。 6 自衛隊の派遣要請及び受入れに関する事。 7 各支所との総合調整に関する事。 8 救助法の適用に関する事。 9 本部庶務に関する事。 10 市議会との連絡調整に関する事。 11 その他、他の部に属さない事。	・防災安全課 ・総務課 ・監査事務局 ・議会事務局
受援・広報班	企画政策課長	1 災害情報の広報に関する事。 2 避難情報等の伝達及び広報に関する事。 3 災害記録等の収集、作成及び整理に関する事。 4 公共交通に関する事。 5 報道関係への対応及び連絡調整に関する事。 6 視察対応に関する事。 7 全体の受援計画・受援体制に関する事。 8 各部の受援調整に関する事。	・企画政策課 ・新庁舎建設課 ・定住対策課
職員班	人事課長	1 職員の非常招集及び解除に関する事。 2 動員職員の調整に関する事。 3 職員の健康管理に関する事。 4 職員のり災に関する事。 5 他市町村職員の応援要請に関する事。 6 その他、人事に関する事。	・人事課
資材班	財政課長	1 車両の確保及び配車に関する事。 2 復旧資材及び応急仮設住宅の調達に関する事。 3 市有財産被害調査に関する事。 4 応急対策のための公共施設及び公共空地の利用調整に関する事。 5 市庁舎及び支所の被害調査に関する事。 6 対策本部の活動に伴う、物品の出納及び管理並びに食料調達に関する事。 7 応急対策予算措置に関する事。 8 義援物資の受付及び配分に関する事。	・財政課 ・会計課
観光班	観光振興課長	1 観光施設の被害調査に関する事。 2 観光（入込）者への情報提供に関する事。 3 外国人への情報提供に関する事。	・観光振興課

【市民対策部】 部長：健康福祉部長 副部長：市民部長

班名	班長	所掌事務	班所属課
医療救護班	健康推進課長	1 救急班の編成及び応急医療救護に関する事 2 医療機関及び団体との連絡調整に関する事 3 医療救護用資器材及び医療品の確保に関する事 4 感染症の予防に関する事 5 精神保健（心のケア）に関する事 6 市民対策部の受援に関する事	正) 健康推進課 副) 介護長寿課
		7 避難行動要支援者支援に関する事 8 福祉避難所に関する事 9 被災者の生活相談等に関する事	正) 介護長寿課 副) 健康推進課
		10 人的被害調査に関する事 11 被災者等の輸送に関する事 12 応急仮設住宅への入居に関する事 13 市借上げ賃貸住宅入居に関する事 14 日本赤十字社その他の社会福祉団体等の援助協力に関する事 15 ボランティア団体及びその活動等に関する事 16 義援金、見舞金及び災害弔慰金等に関する事 17 災害救助法による被災者支援に関する事	正) 福祉課 副) 子育て支援課 副) 市民課
		18 保育所等の被害調査及び園児の安全確認等に関する事 19 応急保育に関する事	・子育て支援課
市民支援班	市民課長	1 飲料水及び食料の確保に関する事 2 必要物資等の輸送に関する事 3 輸送機関との連絡調整に関する事 4 遺体の収容安置及び火葬に関する事 5 避難所の設置及び管理運営に関する事。（教育対策部と連携） 6 被災者台帳に関する事	・市民課 ・人権・同和政策・男女共同参画推進課 ・介護長寿課 ・福祉課 ・子育て支援課
		7 防疫に関する事 8 仮設トイレの設置及びし尿処理に関する事 9 生活ごみ、粗大ごみ、災害廃棄物等の処理に関する事	・環境課
調査班	税務課長	1 家屋的被害の調査に関する事 2 り災証明に関する事 3 被災者の納税等に関する事 4 公共施設等の被害調査に関する事 5 その他、調査に関する事	・税務課

【技術対策部】 部長：建設経済部長

班名	班長	所掌事務	班所属課
技術班	建設課長	1 公共土木施設の災害応急対策に関すること。 2 公共土木施設の被害調査に関すること。 3 道路、河川及び橋梁等の応急修理その他の緊急措置に関すること。 4 水防作業の実施に関すること。 5 建設関係団体との連絡調整（応援協定等含む。）に関すること。 6 緊急道路及び幹線道路の確保に関すること。 7 応急仮設の住宅の建設に関すること。 8 給水計画（断水対応）に関すること。 9 水道施設の応急対応・復旧に関すること 10 下水道施設の復旧に関すること。 11 技術対策部の受援に関すること。 12 その他、技術に関すること。	・建設課 ・第一整備室 ・第二整備室 ・上下水道局
農林班	農業振興課長	1 農林作物、農地及び農林業用施設（農業用ため池を含む。）の被害調査及び応急復旧に関すること。 2 内水面漁業施設の応急復旧に関すること。 3 家畜伝染病予防及び防疫に関すること。 4 農林業団体との連絡調整に関すること。 5 農林業関係復旧事業及び融資に関すること。	・農業振興課 ・林業振興課 ・農業委員会
商工班	商工振興課長 企業誘致課長	1 商工業関連施設の被害調査に関すること。 2 災害応急復旧資金融資に関すること。 3 商工団体等との連絡調整に関すること。 4 生活必需品の確保、配分及び斡旋に関すること。 5 帰宅困難者対策に関すること。	・商工振興課 ・企業誘致課

【教育対策部】 部長：教育部長

班名	班長	所掌事務	班所属課
教育班	学校教育課長	1 教育施設等の被害調査及び応急対策の実施に関すること。 2 小中学校児童・生徒等及び教職員の被害調査に関すること。 3 被災児童・生徒等に対する教育相談等に関すること。 4 応急教育の実施に関すること。 5 学校給食施設の被害調査に関すること。 6 学校施設の避難所との調整に関すること。 7 体育施設の被害調査に関すること。 8 避難所の設置及び管理運営に関すること。 （公民館・体育館、市民対策部と連携） 9 文化財等の被害調査に関すること。 10 教育対策部の受援に関すること。	・学校教育課 ・社会教育課 ・スポーツ振興課 ・文化振興課 ・人権・同和教育課

【各支所】

班名	班長	所掌事務	班所属課
各支所	各支所長	1 支所管内の被害状況及び避難状況の把握に関すること。 2 被災者の調査等に関すること。 3 対策（警戒）本部（本庁）への連絡、報告、調整 4 管内住民への周知・広報に関すること。 5 その他、本庁関係各課の所掌事務に準じ対応すること。	・本庁関係各課の所掌事務に準じる

【消防対策部】 部長：消防本部消防長 副部長：消防団長

班名	班長	所掌事務	班所属課
消防班	消防署長 副) 各副団長 (支団長)	1 気象、地震及び水火災情報に関すること。 2 災害時における通信に関すること。 3 消防施設の被害調査に関すること。 4 消防団（水防団）の出動に関すること。 5 避難誘導救出に関すること。 6 行方不明者の調査に関すること。 7 危険物等の処理及び措置に関すること。 8 被災地の片付け及び秩序維持に関すること。 9 災害等の巡視及び警戒に関すること。	・消防本部 ・消防団

第8 職員の服務

- 1 すべての職員は、災害対策本部が設置された場合は次の事項を遵守する。
 - (1) 常に災害に関する情報、本部等の指示に注意すること。
 - (2) 不急の行事、会議、出張等中止すること。
 - (3) 正規の勤務時間が終了しても上司の指示があるまで退庁しないこと。
 - (4) 勤務場所を離れる場合には、上司と連絡を取り、常に所在を明らかにすること。
 - (5) 自らの言動で市民に不安、誤解を与えないように留意すること。

- 2 勤務時間外参集時には、次の事項を遵守する。
 - (1) 職員は、定められた災害時における自主参集基準、配備体制及び自己の任務を十分習熟しておくこと。
 - (2) 職員は、作業しやすい服装で参集すること。
 - (3) 参集途上において、災害発生の現場を発見した場合には、直ちに本部に連絡すること。
 - (4) 参集途上においては、被害状況等をできる限り把握し、登庁した後直ちにその内容を本部に報告すること。

第9 動員配備の伝達

- 1 勤務時間内
勤務時間内において、第3配備体制に該当する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、防災安全課若しくは人事課が庁内放送等の手段を用いて動員の体制区分を連絡する。なお、庁内放送が利用できない場合は、電話等により各本部員へ連絡する。

- 2 休日又は退庁後等勤務時間外
勤務時間外において、動員体制を取る場合は、配備職員の区分に基づき、職員招集システム等（職員参集メール等）を用い、職員へ指示を行う。
なお、職員は通信手段が途絶された場合でも、甚大な被害を覚知した際には自主的な参集に努めるものとする。

第10 情報の一元化

- 1 各部（班）（支所）で収集した災害に関する情報は、各班で記録し、対応をするとともに、対策（警戒）本部総務班へ速やかに報告する。

- 2 総務班は、収集した災害に関する情報は常に記録・集約・整理し、情報の一元化を行い、住民に必要な情報は周知・広報を行うとともに、各機関からの情報提供に応じるものとする。

第2節 自衛隊災害派遣要請計画

市防災計画（風水害対策編）第3編「災害応急対策計画」第1章「活動体制の確立」第2節「自衛隊災害派遣要請計画」に準ずる。

第3節 応援要請計画

市防災計画（風水害対策編）第3編「災害応急対策計画」第1章「活動体制の確立」第3節「応援要請計画」に準ずる。

第4節 救助法適用計画

市防災計画（風水害対策編）第3編「災害応急対策計画」第1章「活動体制の確立」第4節「救助法適用計画」に準ずる。

第5節 要員確保計画

市防災計画（風水害対策編）第3編「災害応急対策計画」第1章「活動体制の確立」第5節「要員確保計画」に準ずる。

第6節 災害ボランティアの受入・支援計画

市防災計画（風水害対策編）第3編「災害応急対策計画」第1章「活動体制の確立」第6節「災害ボランティアの受入・支援計画」に準ずる。

第2章 災害応急対策活動

第1節 地震情報等の伝達と対処

所管部署：総務班、受援・広報班

地震が発生した場合、緊急地震速報や地震情報（震度、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）は、防災関係機関が効果的に応急対策を実施する上で不可欠である。このため、緊急地震速報等の受領伝達を迅速・確実に実施する。

第1 地震に関する情報の種類

震度速報

地震情報

津波情報

各地の震度に関する情報

第2 地震に関する情報の発表及び伝達

1 地震に関する情報の内容と伝達方法

地震に関する情報とは、九州・山口県内の有感地震、局地的に群発する地震などが発生したときに発表するもので、その種類は次のとおりである。

(1) 震度速報

担当する観測区域内（九州・山口県内）において、大きな地震が発生したときに防災のための立ち上がり情報として、震度3以上の地域名と地震の発生時刻を発表する。

(2) 震源に関する情報

地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に加えて「津波の心配なし」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はなし」を付加して発表する。

(3) 震源・震度に関する情報

地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表する。なお、震度5弱以上と考えられる地域で震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表する。

(4) 各地の震度に関する情報

震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。

(5) 地震回数に関する情報

地震が発生した場合、震度1以上を観測した地震の回数を発表する。

2 緊急地震速報

緊急地震速報とは、地震の震源に近い観測点で捉えた地震波形により震源、地震の規模（マグニチュード）、震度を解析し、地震による強い揺れが迫っていることを伝える地震情報である。

緊急地震速報（警報）は、検知した地震波の解析により震度5弱以上が推定された場合に発表し、その内容は震度4以上の強い揺れが推定された地域名で発表される。

ただし、緊急地震速報には、次のとおり注意が必要である。

- (1) 震源に近い地域では、緊急地震速報が強い揺れに間に合わない。
- (2) 予測する震度は±1階級程度の誤差を含んでいる。
- (3) 警報を早いタイミングで発表できない場合がある。

緊急地震速報を有効に利用するためには、情報の有効性や限界などを理解しておくと同時に、日頃から短時間に待避行動が行えるよう訓練をしておく必要がある。

第3 異常現象発見時の通報（基本法第54条関連）

- 1 地震に関する異常な現象を発見した者は、遅滞なく、その旨を市長又は警察官に通報しなければならない。
- 2 通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市長に通報しなければならない。
- 3 通報を受けた市長は、福岡管区気象台及び県総務部防災危機管理局その他関係機関に通報しなければならない。
- 4 異常現象とは、おおむね次にあげる自然現象をいう。
 - (1) 地震に関する事項 群発地震……数日間以上にわたり頻繁に感ずるような地震
 - (2) その他に関する事項
通報を要すると判断される上記以外の異常な現象

5 異常現象通報先機関名及び電話番号一覧表

通報先機関名	電話番号	備考
・福岡管区気象台	(092)725-3609	地震火山課
・福岡県防災危機管理局	(092)641-4734	夜間退庁時災害連絡用
・福岡県警察本部	(092)641-4141	内線：5722 5723(警備課) FAX：5729 夜間 5505

第2節 被害情報等収集伝達計画

所管部署：総務班、受援・広報班

地震が発生した場合、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は、効果的に応急対策を実施する上で不可欠である。このため、関係機関は被害情報等の収集・連絡を迅速に行うこととする。この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段を用いて収集伝達し、被害規模の早期把握を行うものとする。

第1 被害情報の収集と被害規模の早期把握

大規模地震が発生した場合、市・県の活動体制の規模、広域応援要請、自衛隊派遣要請の必要性とその規模及び災害救助法の適用の必要性等を早期に判断する必要があることから早い段階で被害規模を把握することが重要である。

1 被害中心地及び被害規模の推定

市及び県は、災害発生直後において、概括的被害情報・ライフライン被害の範囲・医療機関へ来ている負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集に当たる。

また、自衛隊（震度5弱以上の場合）、警察等が実施するヘリによる上空からの情報の収集、あるいは、必要に応じ画像情報の利用による被害規模の把握を行うものとする。

2 地震発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

市は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む）、建築物の被害状況及び火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。また、市は災害情報の収集に当たっては、八女警察署と緊密に連絡する。

市、県及び指定公共機関は道路等の途絶によるいわゆる孤立集落について、早期解消の必要があることから、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、市及び県に連絡するものとする。また、市及び県は当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。

(1) 人的被害（行方不明者の数を含む。）

※ 行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、八女市の区域内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）又は県に連絡するものとする。

(2) 建物被害

(3) 避難情報等の発令の状況、警戒区域の指定状況

(4) 避難の状況

(5) 防災関係機関の防災体制（配備体制等）

(6) 防災関係機関の対策の実施状況

(7) 交通機関の運行・道路の状況

(8) ガス・電気・水道・電話等生活関連施設の運営状況

(9) 市町村からの要請及防災関係機関への要請

3 応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

4 災害医療情報の確保

災害医療情報の収集に当たっては、県救急医療情報センター等と緊密に連絡を図る。

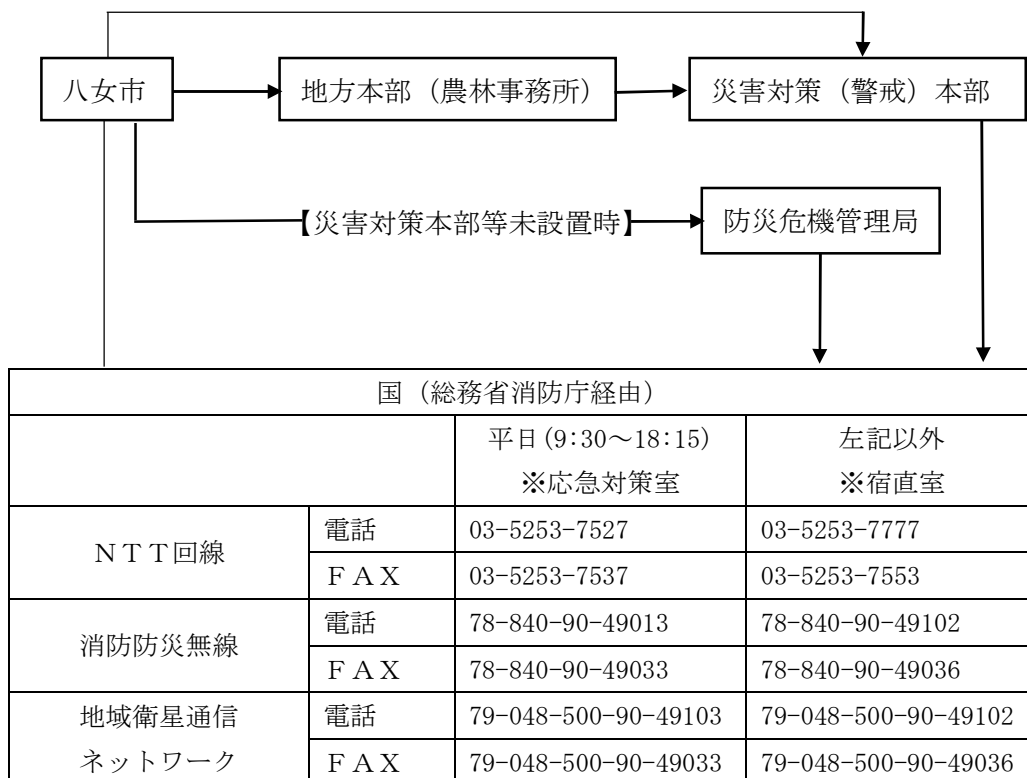
5 県、国への報告等

(1) 市は、被害状況の報告基準、方法等については、福岡県災害調査報告実施要綱の定めるところにより行い、県に被害状況等の報告ができない場合には、消防庁（応急対策室）に直接報告を行うほか、119番通報が殺到した場合には、市から県に加えて直接消防庁（応急対策室）にも行うものとする。

(2) 「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・災害等を覚知したときは、第一報を県に対してだけでなく、消防庁に対しても、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告する。

第2 県災害対策本部並びに関係機関の情報収集伝達経路

市から県、国への被害状況（即報・確定）報告系統図



第3 通信計画

1 災害発生直後の対応

災害発生直後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。このため、必要に応じ、市及び県は、災害発生直後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。

また、直ちに総務省に連絡し、通信の確保に必要な措置を講ずるよう求めるものとする。
特に孤立地域の通信手段の確保については、特段の配慮を行う。

2 災害時における通信連絡

(1) 防災行政無線の活用

市、県、消防本部及び県出先機関等が、災害応急対策活動を迅速かつ的確に実施するため相互に通信連絡を行う場合は、県防災・行政情報通信ネットワークを活用する。市から県への被害情報の収集処理は、防災情報システムを活用する。

ア 県防災行政無線

県、市、消防本部、県出先機関等が、災害応急対策活動を迅速かつ的確に実施するため相互に通信連絡を行う場合は、福岡県防災・行政情報通信ネットワークを活用する。

イ 消防庁消防防災無線

災害時において総務省消防庁や他県との連絡手段に活用する。

(2) 被災地特設公衆電話の設置

救助法が適用された場合等には避難場所に、被災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

(3) 公衆電気通信設備の利用

災害時において加入電話が輻輳し、通話が不能又は困難な場合で応急対策等のため必要がある時は、非常電話、非常電報が利用できる。

県（本庁）が承認を受けた非常・緊急通話取扱い電話番号を以下に示す。

■ 福岡県庁非常・緊急通話電話番号

電話番号	関係部署	電話番号	関係部署
(092) 641-4734	総務部防災危機管理局	(092) 622-6394	福祉労働部福祉総務課
(092) 643-3986	福岡県災害対策本部	622-1404	商工部商工政策課
643-3987		641-4665	農林水産部農林水産政策課
643-3988		622-5108	県土整備部河川管理課
643-3989		622-5107	〃 道路維持課
643-3990		651-6599	〃 砂防課
(092) 622-1907		総務部県民情報広報課	622-0618
641-6657	企画・地域振興部総合政策課	643-3772	会計管理局会計課
622-6393	〃 市町村支援課		

(4) その他の通信設備の利用

公衆電気通信設備が利用できない場合は、次の通信設備等を活用し、非常時の通信の確保を図る。

ア 専用通信施設の利用

公衆電気通信施設の利用が不可能となり、かつ通信が緊急を要する場合は、基本法第57条及び第79条、救助法第28条、水防法第27条、消防組織法第41条の規定による他の機関が設置する有線電気通信設備又は無線通信設備を利用することができる。

この場合、事前に関係機関と協議しておくものとする。使用できる主な機関は、次のとおりである。

県（防災行政無線）、警察、九州地方整備局、福岡管区气象台、第七管区海上保安本部、大阪航空局、九州旅客鉄道株式会社、九州電力株式会社

【通信設備が優先利（使）用できる機関名】

優先利（使）用するもの	通信設備設置機関		協定年月日	申込み窓口
・知事 ・市町村長 ・指定行政機関の長 ・指定地方行政機関の長 ・地方公共団体 ・水防管理者 ・水防団長 ・消防機関の長	県	防災行政無線		県防災危機管理局・県土整備事務所
	県警察本部		昭 39. 6. 1	県警察本部－通信指令課長 各警察署－署長
	九州地方整備局		昭 40. 8. 17	情報通信技術課長・事務所長・出張所長
	大阪航空局福岡空港事務所			その都度依頼する。
	福岡管区气象台			その都度依頼する。
	第七管区海上保安本部		昭 39. 7. 1	警備救難部長 海上保安部長
	JR九州本社		昭 40. 3. 15	駅長・信号通信区長・工務センター長
	JR九州大分支社		昭 40. 9. 1	〃
	JR九州熊本支社		昭 40. 12. 6	〃
	九州電力株式会社		昭 39. 8. 18	各支社・営業所・電力所・発電所・ 変電所・制御所・工務所の長
	陸上自衛隊			その都度依頼する。
	航空自衛隊			〃

イ 非常通信の活用

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通話を利用することができないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときに電波法第52条の規定に基づいて、無線局は非常無線（以下「非常通信」という。）を行うことができるので、次の計画の定めるところにより活用するものとする。

(ア) 利用資格者

原則として、非常通信は誰でも利用することができるが、通信の内容には制限がある。

(イ) 非常通信の依頼先

福岡県非常通信連絡会加入の無線局又は最寄りの無線局に依頼するものとするが、この場合あらかじめ最寄りの無線局と連絡して、非常事態の際の協力を依頼しておくものとする。

(ウ) 非常通信としての通信内容

非常通信の内容は、次のとおりである。

- a 人命の救助、避難者の救護に関するもの
- b 犯罪、交通制限など秩序の維持に関するもの
- c 防災関係機関が災害応急対策を講ずる場合に必要なもの
- d 鉄道、道路、電力設備、電話回線の障害状況及びその復旧のための資材の手配、運搬要員の確保などに関するもの
- e その他気象観測資料、災害復旧や救援物資の調達、配分、輸送に関することなど災害に関して緊急措置を要するもの

(エ) 発信の手続

発信したい通信文を、次の順序で電報頼信紙（なければ普通の用紙でもよい）にカタカナ又は普通の文章で記載し、無線局に依頼する。

- a あて先の住所、氏名（職名）及びわかれば電話番号
- b 本文（200字以内）、末尾に発信人名（段落にて区切る）
- c 用紙余白の冒頭に「非常」と必ず記入し、また、余白の末尾に発信人の住所、氏名（職名）及び電話番号を記入する。

ウ 防災相互通信用無線局の活用

災害の現地等において、防災関係機関が災害応急対策のため相互の連絡を行う場合は、防災相互通信用無線局を利用する。保有機関は現在では、福岡県、福岡市（消防局を含む。）、北九州市（消防局を含む。）、筑紫野太宰府消防組合、春日・大野城・那珂川消防組合、宗像地区消防組合、粕屋北部消防組合、九州管区警察局（警察本部を含む。）、海上保安本庁、関門・宇部海域排出油等防除協議会、国土交通省、西部ガス株式会社、西日本鉄道株式会社、日本赤十字社福岡県支部がある。

エ 電子メール等の活用

電子メール等を用いて関係機関との間で情報交換を行う。

第3節 広報・広聴計画

所管部署：総務班、受援・広報班

この計画では、災害が発生し、又は災害が発生するおそれのある場合に、民心を安定させ社会秩序を維持するための措置について定める。災害情報等については、本市の緊急告知防災ラジオ、広報車等を利用するだけでなく、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関の協力を得て、市民に対して避難に関する情報・被害の状況・災害応急対策等の必要な情報を迅速かつ正確に広報することを定める。

なお、広報の際は、高齢者、障がいのある人、外国人等の要配慮者に対しても情報を正確に伝達できるよう配慮するものとする。

第1 被害情報の収集及び広報機関

- 1 市域の被害状況等の収集は、各班が行い本部班に連絡
- 2 市民に対する広報は、広報班が担当
- 3 災害現地の状況は、写真等により情報収集

第2 広報の方法

災害対策本部は、下記のような媒体を活用し多様な手段で市民に対して広報を行う。

- 1 緊急告知防災ラジオ
- 2 同報系通信による地域広報
- 3 報道機関による広域広報
- 4 広報車等による現場広報
- 5 自主防災組織等における個別広報
- 6 避難所・避難地等における派遣広報
- 7 広報紙の掲示・配布等における広報
- 8 インターネットのホームページ
- 9 FAX

第3 市が実施する広報の内容

市における広報は、県に準じて行う。地震に関する情報のみならず、被災状況・応急対策の実施状況・住民の取るべき措置等について積極的に広報することとする。

各機関は、広報事項の内容については確実な責任機関から入手するとともに、広報の実施機関名等を記して広報することとする。広報を必要とする内容は、おおむね次のようなものが考えられるが、被災者等のニーズに応じた多様な内容を提供するよう努めることとする。

- 1 発生した地震に関する観測情報
- 2 余震等、地震の発生に関する今後の見通し
- 3 被災状況と応急措置の状況
- 4 避難の必要性の有無
- 5 道路の状況
 - (1) 交通規制及び各種輸送機関の通行状況
 - (2) 道路損壊等による交通規制
- 6 ライフラインの状況
- 7 地震発生時におけるガス安全使用
- 8 医療機関の状況
- 9 防疫活動の実施状況
- 10 食料、飲料水、生活必需品の供給状況
- 11 その他住民や事業所の取るべき措置
 - (1) 火災・地すべり・危険物施設等に対する対応
 - (2) 電話・交通機関等の利用制約
 - (3) 食料、飲料水・生活必需品の確保
- 12 余震対策に関する情報
- 13 流言飛語の防止に関する情報
なお、広報内容については、以下のものについても配慮するものとする。
- 14 避難情報等に関すること。
- 15 災害時における住民の心がまえ
- 16 自主防災組織等に対する活動実施要請に関すること。
- 17 安否情報に関すること。
- 18 避難所の設置に関すること。
- 19 応急仮設住宅の供与に関すること。
- 20 炊き出しその他による食品の供与に関すること。
- 21 飲料水の供給に関すること。
- 22 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与に関すること。

第4 広聴活動

本市は、住民からの要望事項については、直ちに所管課又は関係機関に連絡し、迅速かつ適切な処理がなされるよう努めるものとする。

第5 放送の要請

1 災害時における放送要請

本部長は、緊急を要する場合で、利用できるすべての通信の機能が麻痺したとき、又は普通の通信方法では間に合わないときは、「災害時における放送要請に関する協定」で定めた手続により、やむを得ない場合を除き、県を通じて放送局に放送を要請することとする。

なお、広報活動に当たっては要配慮者に配慮した広報の実施に努めるものとする。

2 緊急警報放送の要請

県は、市長からの依頼に基づき緊急に市民に周知する必要があると認めるときは、NHK福岡放送局に対して、基本法第57条に基づき無線局運用規則第138条の2に定める緊急警報信号を使用した放送を要請することとする。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、市から直接要請できる。

【市から県（窓口：防災危機管理局）への要請】

勤務時間内	勤務時間外
1. 県防災行政無線電話〈発信番号 78-〉 700-7022 (防災企画係) 700-7023 (消防係) 700-7500 (災害対策本部、設置時のみ)	1. 県防災行政無線電話〈発信番号 78-〉 700-7027 (宿直室) 700-7020～7025 (防災危機管理局事務室、宿直室対応可) 78-700-7500 (災害対策本部、設置時のみ)
2. 一般加入電話 092-641-4734、092-643-3112 (防災企画係) 092-643-3986 (災害本部、設置時のみ)	2. 一般加入電話 092-641-4734 (宿直室切替) 092-643-3986 (災害本部、設置時のみ)
備考 1. 一般加入電話は、市町村の孤立防止用無線電話からも接続できる。 2. [] 内の電話を優先されたい。	

【市、県からNHK福岡放送局への要請】

1. 一般加入ファックス 092-781-4270 092-771-8579 (ただし、この場合も別途電話連絡すること。)
2. 県防災行政無線電話〈発信番号 78-〉 982-70
3. 一般加入電話 092-741-7557 092-741-4029

第4節 地震水防対策の実施

所管部署：調査班、技術班、消防班

地震による河川堤防等の被害、河川増水に伴う氾濫等の水害危険が予想される。これを警戒・防御し、被害を軽減するための水防体制の確立及び水防活動について定めるものとする。

第1 実施内容

市における水防組織、活動及び予警報の伝達等については、「市水防計画」の定めるところによる。

第2 応援協力関係

水防管理団体は、自らの水防活動の実施が困難な場合、他の水防管理団体又は県に対し、必要とする要員及び資機材について応援を要請するものとする。

第5節 二次災害の防止

所管部署：総務班、技術班、消防班

大規模な火災、危険物・毒劇物等の漏洩等の二次災害及び余震等に伴う二次災害に対する活動を定める。

第1 震災消防活動

大規模地震の発生に伴い二次的に発生する多発火災による被害を軽減するため、消防機関等は、次により出火防止措置及び消防活動を実施する。

1 出火防止、初期消火

火災による被害を防止又は軽減するため、住民・事業者・自主防災組織等は、地震発生直後の出火防止及び初期消火を行う。また、各防災関係機関は、地震発生直後あらゆる方法により、住民等に出火防止及び初期消火の徹底について呼びかける。

2 消防活動

(1) 基本方針

地震による火災は、同時多発するほか、土砂災害などと同時に発生する 경우가多く、消防隊員の不足が予想される。また、消防車などの通行障害が発生するため、すべての災害に同時に対応することは極めて困難となる。このため、早期に応援要請の考慮を行い、消防活動については、消防力の重点投入地区を選定し、また、延焼阻止線を設定するなど効率的運用を図る。

(2) 危険物火災等に対する消防活動

ア 特殊火災の消防活動及び消防計画については、次によるものとする。

(ア) 危険物火災

大量の危険物による火災に際しては、発火性・引火性又は爆発性物品の種別数量に応じて、延焼危険度を考慮して、注水消火を行うほか注水禁忌物に対しては、化学消火・窒息消火・除却消火等の方法を講じ、かつ、周辺部への延焼防止に当たる。

(イ) 放射線関係施設火災

放射線関係施設の火災に際しては、施設近辺の放射線による危険を防止することを第1条件として防御活動に当たるものとする。この場合、当該施設の管理者の指示に従い危険区域を設定して、防護装備をした者以外の立入りを禁止し、注水消火を行う場合には、消火に使用した水の汚染度により危険を伴うものについては安全地域に流出する措置を講ずる。

イ 特殊地域の消防活動

木造建設物又は危険物施設等の密集地域では、延焼拡大性が極めて大きく、消防活動上悪条件を伴う危険区域においては、火災の状況に応じた延焼防止に努める。また、風位の変化等による不測の事態に備える。

3 救急救助活動

震災時においては、広域的に多数の負傷者が発生することが予想されるため、消防機関は、医療機関・医師会・日本赤十字社福岡県支部・警察等関係機関と協力し、適切かつ迅速な救急救助活動を行う。

4 被災地域以外の市町村等による応援

被災地域以外の市町村は、被災市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。県は、必要に応じ消防庁・自衛隊等に応援のための措置を要請するものとする。

第2 危険物・毒劇物取扱施設等の応急措置

大規模な地震により、危険物・火薬・高圧ガス・放射性物質・毒劇物等の施設が損傷し、火災・爆発・流出等の災害発生した場合は、従業員や周辺地域住民等に対して重大な被害を与えるおそれがある。これらの被害を最小限にとどめるため、市防災計画「事故対策編」第3編「危険物等災害対策編」の規定に基づき、関係機関は相互に協力し、災害の拡大防止及び従業員、周辺地域住民等の安全確保に必要な対策を講ずるものとする。

第3 余震、降雨等に伴う二次災害の防止

市、県及び関係機関は、余震あるいは降雨等による二次的な水害・土砂災害、建築物被害の危険を防止することとする。

1 水害・土砂災害・宅地災害対策

市及び県は、余震あるいは降雨等による二次的な水害・土砂災害・宅地災害等の危険箇所の点検を地元在住の専門技術者（コンサルタント、市・県職員のOB等）・福岡県防災エキスパート協会・福岡県砂防ボランティア協会・斜面判定士等へ協力要請するほか、国のアドバイザー制度を活用して行うものとする。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、不安定土砂の除去・仮設防護柵の設置等の応急工事・適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は、速やかに適切な避難対策を実施するものとする。

2 建築物災害対策－被災建築物応急危険度判定－

市及び県は、被災した建築物等の余震等による倒壊や、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全を確保するため被災建築物の応急危険度判定を行う。応急危険度判定は、登録された応急危険度判定士を活用して、建築物の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険の程度の判定・表示を行うものとする。

3 宅地災害対策－被災宅地危険度判定－

市及び県は、被災した宅地の余震等による二次災害を防止し、住民の安全を確保するため被災宅地の危険度判定を行う。危険度判定は、登録された危険度判定士を活用して宅地の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険の程度の判定・表示を行うものとする。

第4 ため池施設災害応急対策

ため池は、灌漑用水施設として欠くことのできないものであり、万一、災害によりこれらの施設設備が被害を受けた場合、下流域に大きな二次災害を発生させるおそれがある。市は、これらの災害に円滑に対応するための措置を講ずる。

- 1 被害が生じた場合は、速やかに県、関係機関へ通報する。
- 2 人命を守るため、ため池下流の住民を安全な場所へ避難させる。
- 3 被害を拡大させないよう早急に応急工事を実施する。

第6節 救出計画

市防災計画（風水害対策編）第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第7節「救出計画」に準ずる。

第7節 避難計画

市防災計画（風水害対策編）第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第4節「避難計画」に準ずる。

第8節 交通対策計画

市防災計画（風水害対策編）第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第12節「交通対策計画」に準ずる。

第9節 緊急輸送計画

市防災計画（風水害対策編）第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第13節「緊急輸送計画」に準ずる。

第10節 医療救護計画

市防災計画（風水害対策編）第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第8節「医療救護計画」に準ずる。

第11節 要配慮者応急対策計画

市防災計画（風水害対策編）第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第16節「要配慮者応急対策計画」に準ずる。

第12節 防疫対策計画

市防災計画（風水害対策編）第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第14節「防疫対策計画」に準ずる。

第13節 保健計画

市防災計画（風水害対策編）第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第15節「保健計画」に準ずる。

第14節 遺体搜索及び収容火葬計画

市防災計画（風水害対策編）第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第18節「遺体搜索及び収容火葬計画」に準ずる。

第15節 給水計画

市防災計画（風水害対策編）第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第9節「給水計画」に準ずる。

第16節 食料供給計画

市防災計画（風水害対策編）第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第10節「食料供給計画」に準ずる。

第17節 生活必需品供給計画

市防災計画（風水害対策編）第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第11節「生活必需品供給計画」に準ずる。

第18節 応急仮設住宅建設等計画

市防災計画（風水害対策編）第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第21節「応急仮設住宅建設等計画」に準ずる。

第19節 災害廃棄物処理計画

市防災計画（風水害対策編）第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第22節「災害廃棄物処理計画」に準ずる。

第20節 文教対策計画

市防災計画（風水害対策編）第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第20節「文教対策計画」に準ずる。

第21節 ライフライン応急対策計画

市防災計画（風水害対策編）第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第24節「ライフライン応急対策計画」に準ずる。

第22節 放射性物質災害応急対策計画

所管部署：防災安全課

市は、県が実施する緊急時モニタリングに関し、職員を派遣するなどの協力を行うものとする。
また、県や対策等拠点施設に派遣した職員を通じて、屋内退避、避難、飲食物の摂取制限等、各種防護対策に必要なモニタリング情報の迅速な把握に努める。

第4編 災害復旧・復興計画

第1章 復旧・復興の基本方針

第1節 基本方針

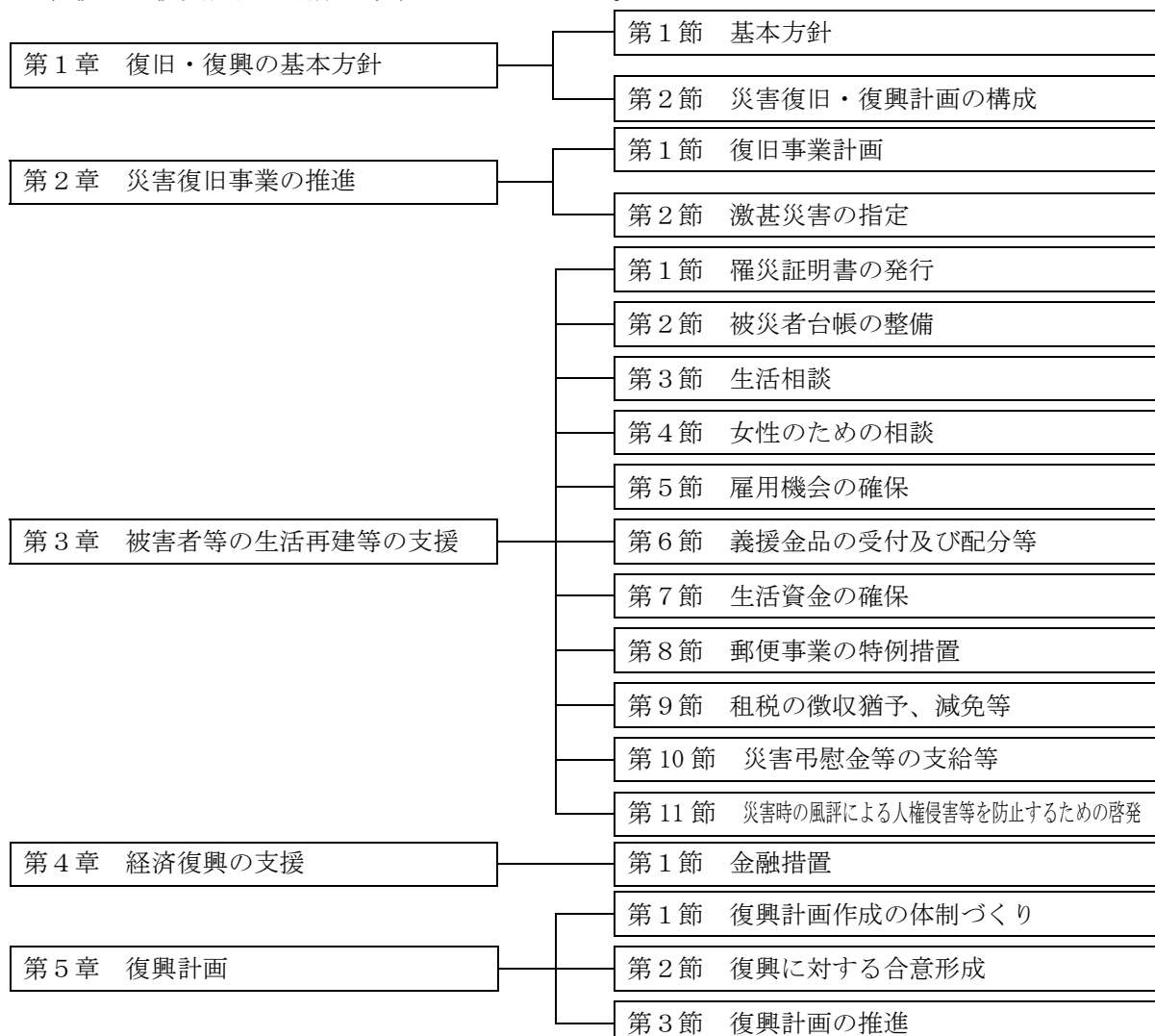
大規模な災害により、市内の広い範囲が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合、本市の復興は、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となるため、本市の復旧・復興計画を速やかに作成する必要性が生じる。

本計画においては、被災地域の再建を行うために、被災の状況や関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、県等の関係機関と協議を行い、原状復旧あるいは中長期的な計画復興のいずれにするか検討し、復旧・復興の基本方向を定めるものとする。

また、「防災まちづくり」を実施するために、災害復旧・復興計画では、現在の住民のみならず、将来の住民のためという理念の下に、「八女市総合計画」と連動して、まちづくりを進めていく。

第2節 災害復旧・復興計画の構成

災害復旧・復興計画の構成は、次のとおりである。



第2章 災害復旧事業の推進

第1節 復旧事業計画

市防災計画（風水害対策編）第4編「災害復旧・復興計画」第2章「災害復旧事業の推進」第1節「復旧事業計画」に準ずる。

第2節 激甚災害の指定

市防災計画（風水害対策編）第4編「災害復旧・復興計画」第2章「災害復旧事業の推進」第2節「激甚災害の指定」に準ずる。

第3章 被災者等の生活再建等の支援

第1節 罹災証明書の発行

市防災計画（風水害対策編）第4編「災害復旧・復興計画」第3章「被災者等の生活再建等の支援」第1節「罹災証明書の発行」に準ずる。

第2節 被災者台帳の整備

市防災計画（風水害対策編）第4編「災害復旧・復興計画」第3章「被災者等の生活再建等の支援」第2節「被災者台帳の整備」に準ずる。

第3節 生活相談

市防災計画（風水害対策編）第4編「災害復旧・復興計画」第3章「被災者等の生活再建等の支援」第3節「生活相談」に準ずる。

第4節 女性のための相談

市防災計画（風水害対策編）第4編「災害復旧・復興計画」第3章「被災者等の生活再建等の支援」第4節「女性のための相談」に準ずる。

第5節 雇用機会の確保

市防災計画（風水害対策編）第4編「災害復旧・復興計画」第3章「被災者等の生活再建等の支援」第5節「雇用機会の確保」に準ずる。

第6節 義援金品の受付及び配分等

市防災計画（風水害対策編）第4編「災害復旧・復興計画」第3章「被災者等の生活再建等の支援」第6節「義援金品の受付及び配分等」に準ずる。

第7節 生活資金の確保

市防災計画（風水害対策編）第4編「災害復旧・復興計画」第3章「被災者等の生活再建等の支援」第7節「生活資金の確保」に準ずる。

第8節 郵便事業の特例措置

市防災計画（風水害対策編）第4編「災害復旧・復興計画」第3章「被災者等の生活再建等の支援」第8節「郵便事業の特例措置」に準ずる。

第9節 租税の徴収猶予、減免等

市防災計画（風水害対策編）第4編「災害復旧・復興計画」第3章「被災者等の生活再建等の支援」第9節「租税の徴収猶予、減免等」に準ずる。

第10節 災害弔慰金等の支給等

市防災計画（風水害対策編）第4編「災害復旧・復興計画」第3章「被災者等の生活再建等の支援」第10節「災害弔慰金等の支給等」に準ずる。

第11節 災害時の風評による人権侵害等を防止するための啓発

市防災計画（風水害対策編）第4編「災害復旧・復興計画」第3章「被災者等の生活再建等の支援」第11節「災害時の風評による人権侵害等を防止するための啓発」に準ずる。

第4章 経済復興の支援

第1節 金融措置

市防災計画（風水害対策編）第4編「災害復旧・復興計画」第4章「経済復興の支援」第1節「金融措置」に準ずる。

第5章 復興計画

第1節 復興計画作成の体制づくり

市防災計画（風水害対策編）第4編「災害復旧・復興計画」第5章「復興計画」第1節「復興計画作成の体制づくり」に準ずる。

第2節 復興に対する合意形成

市防災計画（風水害対策編）第4編「災害復旧・復興計画」第5章「復興計画」第2節「復興に対する合意形成」に準ずる。

第3節 復興計画の推進

市防災計画（風水害対策編）第4編「災害復旧・復興計画」第5章「復興計画」第3節「復興計画の推進」に準ずる。